

令和 7 年（2025年）12月 9 日（火曜日）

第 4 号

令和7年第4回
北海道議会定例会 予算特別委員会第1分科会会議録

第4号

令和7年(2025年)12月9日(火曜日)

出席委員 交代委員
委員長
渡邊靖司君
副委員長
木葉 淳君

清水敬弘君
角田 一君
藤井辰吉君
前田一男君
鈴木一磨君
林 祐作君 佐々木 大介君
内田尊之君
笹田 浩君
新沼 透君
阿知良 寛美君
藤沢 澄雄君

地域創生局長 馬場 俊哉君
航空港湾局長 藤嶋 泰道君
国際企画担当局長 堀内 一宏君
外国人材担当局長 内藤 敏徳君
物流担当局長 菅野 圭二君
総務課長 水井 啓介君
広報広聴課長 箭本 充君
道政相談センター
所 長 黒田 研一君
土地水対策課長 守山 英男君
国際企画担当課長 齊藤 祐紀君
外国人材担当課長 山本 英司君
地域戦略課長 大須賀 康高君
交通企画課長 齋藤 冬樹君
地域交通担当課長 高松 正裕君
物流企画担当課長 松田 雅宏君
航空課長 丹野 正樹君

出席説明員
総合政策部長
兼地域振興監 中村 昌彦君
総合政策部
グローバル戦略推進監 山田 哲史君
総合政策部
交通企画監 斎藤 由彦君
総合政策部次長 蓮見 光志君
総合政策部次長
兼交通政策局長 清水 大貴君
知事室次長 鞠子 宜紀君
計画局長 石井 順一郎君

総務部長
兼北方領土対策
本部長 坂本 隆哉君
総務部職員監 飯田 滋君
総務部危機管理監 高山 圭一君
総務部
イノベーション推進監 天野 紀幸君
総務部次長
兼行政局長 岡本 拓司君
イノベーション
推進局長 大西 章文君
財産担当局長 林下 千栄君
人事局長 古田 生介君
財政局長 藤原 啓裕君

【第1分科会 12月9日 第4号】

危機対策局長	清水章弘君	消防担当課長	藤本雄君
海溝型地震対策担当局長	上田昌宏君	海溝型地震対策室長	三浦次郎君
原子力安全対策担当局長	平田健男君	原子力安全対策課長	平野宏和君
総務課長	大久保北斗君	環境安全担当課長	稲富久昌君
行政マネジメント推進課長	金見貴志君	議会議務局職員出席者	
業務支援担当課長	佐々木幹基君	議事課主幹	阿部厚次君
情報政策課長	長田尚人君	議事課主査	梅尾哲矢君
財産活用課長	奈良華織君	同	相田恵君
計画担当課長	福山琢也君	同	福士元啓君
人事課長	片岡英善君	同	東優樹君
給与服務担当課長	山本裕之君	同	水口まち子君
財政課長	神長賢人君	同	加藤邦彦君
資金担当課長	中村陽一君	同	屋木文映君
災害支援担当課長	工藤一祥君		

午前 10 時 開議

○渡邊靖司委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔梅尾主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

清水敬弘 委員

阿知良寛美 委員

であります。

○渡邊靖司委員長 それでは、議案第1号、第19号、第22号及び第24号を一括議題といたします。

1. 総合政策部所管審査（続）

○渡邊靖司委員長 12月8日に引き続き、総合政策部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

新沼透君。

○新沼透委員 それでは、通告に従いまして、順次質問してまいります。

道では、道民の道政への関心を高めて道政への理解と参加を促進する広報活動や、道民の意向

やニーズを的確に把握して道政に反映させるための広聴活動に取り組まれておりますが、この信頼される北海道づくりに資する広報広聴事業について伺ってまいります。

まず、広報とは広く知らしめること、広聴とは広く聴くことと字義的には解釈されますが、具体的にどのような事業を実施しているのか、お伺いいたします。

○**渡邊靖司委員長** 広報広聴課長箭本充君。

○**箭本広報広聴課長** 広報広聴の取組についてでございますが、道では、道民の皆様には道政情報を広くお伝えするため、広報の取組として、広報紙やテレビ番組をはじめ、X、フェイスブックといったSNSなど、多様な広報媒体を活用するとともに、知事の記者会見やプレスリリースといった報道機関の御協力もいただきながら、積極的な情報発信に取り組んでおります。

次に、広聴の取組として、知事自ら地域を訪問する中で、地域の実情や課題について様々な分野の方々と対話を行っていることに加え、各部局や振興局における関係団体との意見交換や、各種条例、計画の策定時におけるパブリックコメント、毎年度の道民意識調査の実施、さらには、道政相談への対応など、様々な機会を通じまして道民の皆様の意見の把握に努めてきております。

○**新沼透委員** 道民の声は、郵送やメール等で把握しているものと思いますが、昨年度及び今年度の把握している直近のデータでいいので、把握手段別に件数を伺います。

○**渡邊靖司委員長** 道政相談センター所長黒田研一君。

○**黒田道政相談センター所長** 行政相談の状況についてであります。道民の皆様などから道政相談センターに寄せられた相談等の実績は、令和6年度は総数で4616件となっており、方法別の内訳としては、メールや郵送など、文書によるものが2871件と最も多く、次いで、電話が1700件、来訪が45件となっております。

同じく、令和7年度は、4月から11月末現在で、総数は6576件、このうち、文書によるものが4862件、電話が1689件、来訪が25件となっております。

○**新沼透委員** 相当数に及んでいるわけですし、そして、今年度は昨年度に比べてかなり件数が多いという状況にあると思います。

この受理した道民の声については、最終的に担当部局に回付しているものと思いますが、担当課として受理内容を主な類型別に分析しているか、昨年度及び今年度はどのような傾向にあったのか、お尋ねいたします。

○**黒田道政相談センター所長** 相談内容の分類などについてであります。処理した相談等については、道政相談事務処理要領に基づき、総務行政や地域振興といった17の行政分野に分類、整理し、その傾向を把握しております。

令和6年度の行政分野別の相談実績は、件数が多い順に、総務行政分野が498件、保健衛生分野が311件、道民福祉分野が294件であるのに対し、令和7年度が、11月末現在の年度途中の集計ですが、自然保護や野生動物対策などを含む環境保全分野が1406件と最も多く、次いで、林業分野が645件、総務行政分野が370件となっており、今年度は、ヒグマ対策や土地の開発行為といっ

【第1分科会 12月9日 第4号】

た社会的に関心が高い事案への苦情や相談が多くなっております。

○新沼透委員 受理した内容には、例えば、最近、道政をにぎわせている釧路のメガソーラー建設など様々な事案があると思いますが、この申し上げた事例に限ってみて、昨年度及び今年度の受理件数について伺います。

○黒田道政相談センター所長 太陽光発電事業に関する相談等についてであります。個別具体の事案、企業等に関する内容は申し上げられませんが、いわゆるメガソーラー等を含む開発行為による環境への影響など、環境保全分野は、令和6年度は233件であった一方、令和7年度は11月末現在で既に1406件の相談等が寄せられているところでございます。

○新沼透委員 担当課として、把握した道民の声の傾向や特徴などの状況について、どのような形で知事に報告しているのか、伺います。

○黒田道政相談センター所長 道政相談の取扱いについてであります。行政相談センターでは、道民の皆様からいただく苦情や相談などを丁寧に聞き取り、担当部局に相談の趣旨などを伝えており、それぞれの担当部局において、道民の安全に関わるなど緊急性の高い事案や社会的な関心の高い事案等については、対応方法などとともに知事に報告されているものと承知しております。

以上でございます。

○新沼透委員 緊急性の高い事案や社会的な関心の高い事案については、対応方法も含めて知事に報告しているということではありますけれども、やはり、知事自身が直接、現場に行って、道民の話を聞いて意見交換を重ねるということも必要だというふうに思います。ぜひ、広聴広報事業の一つとして取組をしていただきますように、検討をお願いしたいと思っております。

次に、知事の地域訪問に関し、地域の懸案や課題などの把握という観点から伺いますが、知事は、北海道創生に向けて様々な分野で活躍する人を訪ねて地域の懸案や課題などを把握するため、地域訪問「なごみちカフェ」を実施していますが、実施目的と知事2期目における実施回数をお尋ねいたします。

○渡邊靖司委員長 地域戦略課長大須賀康高君。

○大須賀地域戦略課長 地域訪問の実施状況についてでございますが、「なごみちカフェ」は、知事が地域を訪問し、市町村長にも同席いただきながら、特色ある取組を行っている地域づくりの実践者の方々から直接お話を伺い、その取組を広く発信するとともに、道の施策に反映させることを目的としております。

知事2期目に当たる令和5年度以降につきましては、123回実施し、延べ114市町村を訪問したところです。

○新沼透委員 場所の選定やテーマの設定、地域の方々の参集範囲はどのように決定しているのか、伺います。

○大須賀地域戦略課長 訪問先の選定等についてでございますが、地域訪問の具体的な訪問先や参加者につきましては、地域づくりの拠点として常日頃から管内の動きを把握しております振興

局が、市町村の意向や地域が抱える課題を踏まえ、候補地などについて検討しているところであり、本庁におきましても、過去の訪問実績や地域バランスのほか、その時々状況など、全道的な視点も踏まえ、決定しているところです。

○新沼透委員 ただいま、参集範囲について御答弁をいただきましたが、全国では、知事が直接、住民の声を聞く場を設けている県もあると聞きます。

道でも、地域訪問の場で、直接、住民の声を聞いてはいかがかと考えますが、所見をお伺いします。

○大須賀地域戦略課長 道民の皆様の意向把握についてでございますが、道としては、多様化、複雑化する課題に向き合い、地域の実情を踏まえた施策を推進するためには、道民の皆様の声を丁寧に伺うことが重要と考えており、引き続き、知事の地域訪問の全道各地域での実施に努めるとともに、各部局や振興局などの職員も様々な機会を捉えて道民の皆様の意向をきめ細かく把握し、道政に反映できるよう努めてまいります。

○新沼透委員 地域の選定は、各地域を公平かつ広範に回れるように配慮をしているし、テーマも、地域の特徴に応じて設定しているようであります。

先日、10月にオホーツク西紋地域で地域訪問を開催していただき、私も地元議員として同行させていただきましたけれども、後ほど参加者から、知事に直接、取組に耳を傾けてもらったということの喜び、地域づくりへの取組にさらなる意欲が湧いてきたという声もいただきました。この地域訪問は大変意義がある事業だと実感させていただいたところであります。

このような定型的な開催のほかに、これまで、緊急的に地域の懸案や課題などが発生し、その件に関して地域で実施してほしいとの要望があったのか、また、その際の対応についてお伺いたします。

○大須賀地域戦略課長 緊急時等における対応についてでございますが、知事の地域への訪問につきましては、「なおみちカフェ」に限らず、時々政策課題等に応じて実施されているところであり、緊急性や重要性等を勘案の上、対応が必要な事案につきましては、要望の有無にかかわらず、知事自らが地域を訪問し、関係の方々から直接お話を伺うなど、適切な対応に努めているところでございます。

○新沼透委員 道民から見ますと、知事が地域の重要課題や懸案事項に対する道民の声を積極的に拾いに行ってもらうことが重要だと思います。行政による対応が極めて厳しい地域課題などに関わる意見交換は、道職員サイドからも知事に提案しにくいこともあることと推察いたします。

知事自らが難局に直面している地域に飛び込んで、市町村長や関係者の声を聞き、解決の方法がすぐに見つからなくても、知事が共に悩み、苦しみ、前に進めていこうとする姿勢が道民の理解を深めるものと考えますが、見解を伺います。

○渡邊靖司委員長 総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君。

○中村総合政策部長兼地域振興監 地域訪問などについてでございますが、本道が直面する様々な課題に的確に対応していくためには、知事自らが地域に赴き、様々な立場の道民の皆様から地

域の実情を直接お伺いすることは、大変重要と認識しております。

これまでも、知事が積極的に地域を訪れ、農地を後世に残すため、耕作放棄地を再生し、新たな特産品づくりに取り組まれている方々や、人材の育成確保のため、就労環境の改善に熱心に取り組まれている介護事業者の方々など、地域課題に向き合い、懸命に努力をされている皆様からお話を伺ってきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、知事の地域訪問をはじめ、様々な機会を通じて、地域の皆様から地域が抱える課題やニーズを丁寧にお伺いするとともに、お伺いした御意見の道政への反映に努め、誰もが安心して暮らし続けられる北海道の実現に取り組んでまいります。

○新沼透委員 次に、水資源保全条例についてです。

さきの第3回定例道議会の代表質問で、知事からは、水資源保全条例に基づく不適正な土地利用に関係している、あるいは、行政からの指導に従わないといった悪質なケースについて対応を強化したとの答弁がありましたが、具体的にどのように取り組んでいるのでしょうか。その状況について伺います。

○渡邊靖司委員長 計画局長石井順一郎君。

○石井計画局長 違法な開発行為への対応についてございますが、倶知安町の事案におきまして、道として、関係法令等に基づき再三指導を行ってきた中、必要な手続が行われていないことを踏まえまして、今後の抑止を図るためには、違反事案の早期把握はもとより、悪質な事業者への対応を徹底することが重要と認識してございます。

このため、水資源保全条例について、勧告、公表の手続のプロセスを見直しすることとし、これまで、複数の無届け事案の確認が必要なところを、悪質なケースは一つの事案だけでも手続に進めるよう運用を改正しますとともに、新たな取扱いについて、道のホームページや土地取引に関わる団体を通じて周知をするほか、関係部局、振興局に対し、見直し内容の徹底を図ったところであります。こうした対応を進めることにより、同様の事案の抑止に取り組んでまいります。

○新沼透委員 本年10月、新しく発足した高市政権で、外国人の土地取得の規制強化に向けて議論が始まったところですが、具体的な方策が打ち出されるのはまだ先のことと考えます。また、従前から、国においては、安全保障上、重要な土地について、令和3年に重要土地等調査法が制定されたところですが、具体的な外国資本の土地取引の規制強化につながるものはなかったと認識しています。

平成24年に、全国に先駆けて水資源保全条例を制定した北海道として、これまで、道では、国に対し問題提起を行い、外国資本の土地取引規制に係る措置の実現を求めてきたと承知してはいますが、十数年を経過して、国での措置が遅々として進まない中で、一方的に担当課に条例上の対応を求めていくのは大変心苦しいところではありますけれども、とにかく頑張っていただきたいと思っております。

私は、道ができる対応策として、事業者の勧告や公表については、いわゆる良質な事業者には効果があるものとは考えますが、悪質な事業者にどの程度の効果があるかは疑問です。効果が上

がるのは、土地所有者から外国資本等へ売却される前に市町村が購入することへの支援だと考えています。

道は、水資源保全地域内の土地を市町村が買い取って保全する公有地化を促進するため、「北海道の水資源を未来につなぐ価値共創プロジェクト」を設け、企業からの寄附を募り、必要な市町村とマッチングする取組を進めていますが、これまでの実績を伺います。

○渡邊靖司委員長 土地水対策課長守山英男君。

○守山土地水対策課長 民間資金を活用した水源保全の取組についてでございますが、道では、企業版ふるさと納税制度を利用し、水源の確保を図る市町村と本道の自然環境保全に貢献したいと考える企業とのマッチングを行うことで、水資源保全地域の公有地化を促す「北海道の水資源を未来につなぐ価値共創プロジェクト」に取り組んできており、制度がスタートした令和2年度以降、3企業からの440万円の寄附を財源として、公有地化や植樹などといった取組が進められているところでございます。

以上です。

○新沼透委員 森林地域に限り、地域活性化事業債により土地を購入できるものと聞いていますが、この制度の活用実績についてもお伺いいたします。

○守山土地水対策課長 起債を活用した公有地支援の取組についてでございますが、国は、市町村による地域活性化の取組を地域活性化事業債により支援しており、道内におきましても、環境保全を目的とした森林取得にも活用できる唯一の起債制度として活用されているところであり、直近5年間で、3市町村、4地区において、約105ヘクタールの公有地化が進められております。

以上でございます。

○新沼透委員 企業からの寄附や起債の活用等、このプロジェクトに関してはこれまで以上に取組を強化していただきたいと思っております。

しかしながら、市町村をより積極的に支える姿勢を示すことも重要であり、道自らも公有地支援の強化に向けて取り組むべきと考えますが、部長の所見を伺います。

○中村総合政策部長兼地域振興監 水資源の保全に向けた取組についてでございますが、道では、全国に先駆けて水資源の保全に関する条例を制定し、市町村と連携しながら、土地取引の動向把握を通じ、その利用の適正化を図るとともに、地域づくり総合交付金により、市町村が取り組む水資源保全地域内の公有地化支援も行っているところでございます。

引き続き、条例の運用を通じて、悪質な事案への対応を図ることに加え、道の交付金や起債などの財政支援策について周知を図り、その活用を促すとともに、ほっかいどう応援団会議の枠組みも活用し、「北海道の水資源を未来につなぐ価値共創プロジェクト」のマッチングを図るなど、水資源の保全に向け総合的に取り組んでまいります。

○新沼透委員 ぜひともよろしく願いいたします。

○渡邊靖司委員長 新沼委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

阿知良寛美君。

○阿知良寛美委員 通告に従いまして、総合政策部所管事項について伺います。

初めに、交通政策についてであります。

その中で、まず、物流対策について伺います。

物流業界においては、人材不足やドライバーの時間外労働の上限規制により、これまでの長距離輸送を担ってきたトラックによる輸送力の低下が懸念されております。こういった課題に対しては、道の駅などを活用した中継輸送や共同輸送などの物流の効率化について検討が進められ、道内では道北地域などで実証実験が実施されてきたと承知しております。

そうした取組の状況と併せて、今後、これまでのような輸送体制を維持することは難しいとも思われる中、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○渡邊靖司委員長 物流企画担当課長松田雅宏君。

○松田物流企画担当課長 物流対策についてでございますが、道では、人口減少や高齢化の進行に伴うドライバー不足に加え、物流事業者が抱える片荷輸送や積載率向上などの課題に対して、中継輸送や共同輸送を実現するため、国や関係者などと連携し、道の駅などを拠点とした中継輸送の実証を行うとともに、共同輸送については、物流事業者同士が直接話し合えるワークショップを開催し、片荷輸送などの解消には事業者間の連携が重要といった御意見を踏まえながら、輸送品目や走行経路のマッチングなど、輸送の効率化に向けた取組を進めてきたところでございます。

道としましては、現在、北海道運輸交通審議会で検討が進められております北海道交通政策総合指針に掲げる新たな重点戦略の検討におきまして、輸送の効率化や積載率の向上といった課題を解決するための方向性につきまして、審議会の委員の皆様御意見を伺いながら、本道の安定的かつ効率的な物流体制の確保に向け取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員 次に、地域交通の確保についてであります。

札幌圏をはじめ、道内各地ではバス路線の減便、縮小が続いており、運転手不足の深刻化や利用者の減少、社会経済情勢の変化などにより、本道の交通環境は厳しさを増している状況と言えます。

こうした中、路線バスをはじめとする地域交通の維持確保に向けて、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○渡邊靖司委員長 地域交通担当課長高松正裕君。

○高松地域交通担当課長 地域交通の確保に向けた対応についてでございますが、人口減少に伴う利用者の減少や運転手不足、物価高騰など、バス事業を取り巻く環境はより一層厳しさを増していると認識しております。

このため、道では、これまで運転手の確保に向けて事業者の方々と連携した就職相談会などを実施するとともに、安定的な運行が図られるよう、運行費補助や車両維持費等に対する支援を実施してきたところでございます。

また、今年度は、オホーツク地域において、利便性の向上などを含む利便増進実施計画を策定するとともに、バス事業者2社が、道内初となる独占禁止法特例法を活用した共同経営計画を策定するなど、路線の最適化に取り組んできたところでございます。

道としては、地域交通の確保に向け、必要な予算の確保を引き続き国に働きかけるとともに、外国人材の確保に向けた取組を展開するなど運転手確保の取組を強化するほか、現在、北海道運輸交通審議会で検討している次期重点戦略の策定に向け、地域交通支援制度の方向性について検討を進めるなど、持続可能な地域交通の確保に向けて取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員 次に、M a a Sの推進についてであります。

道内各地においてM a a Sが展開され、観光客を含めた移動利便性の向上に向けても重要であると考えます。グーグルマップ等ではバスの運行状況が確実に表示されないなど、まだまだM a a Sの展開に向けて整備すべき点はあると思われまます。

道として、交通政策の観点からも、交通関係の情報を共有する仕組みなどを検討していく必要があるのではないかと考えますが、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○渡邊靖司委員長 総合政策部次長兼交通政策局長清水大貴君。

○清水総合政策部次長兼交通政策局長 M a a Sの取組に向けた対応についてでございますが、道では、交通政策総合指針に掲げる重点戦略に基づき、利便性が高く、ストレスなく移動することができる公共交通の実現に向け、これまで、十勝や道南、上川地域において、地域の周遊を促進する観光M a a Sの実証事業などに取り組んできたところでございます。

重点戦略が最終年度を迎える中、道や市町村、交通事業者等が利用者の利便性やニーズも踏まえた地域交通の検討を行うに当たっては、バス路線の運行情報、利用実績、人流等のデータが不可欠との考えの下、次期重点戦略の策定に向け、移動実態等のデータの活用等について検討を進めるため、北海道運輸交通審議会に新たに地域交通小委員会を設置したところでございます。

先月開催した小委員会におきましては、市町村や交通事業者が抱えるデータ活用に関する課題やニーズ等を共有したところであり、今後は、こうした課題やニーズ等を踏まえ、公共交通を利用される方々の移動実態等のモビリティデータを共有する仕組みづくりの検討を深めるなど、審議会の委員の御意見を伺いながら、利便性の高い地域交通の実現に向けて取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員 M a a Sについては、今、旅行客が、インバウンドも含めて入ってきています。その中で、目的地に行こうということで、様々なアプリを活用するわけですが、つながっていないとか、誤った情報が表示されるケースが多いというふうに言われています。その意味では、新年度から予定されている宿泊税、こういったものを活用しながら、プラットフォーム化をしっかりと前に進めていただきたい、このことを強く指摘させていただきます。

続きまして、丘珠空港滑走路延伸問題についてであります。

丘珠空港については、現在、冬に小型ジェット機が運航できるよう、2030年に滑走路を現在の1500メートルから1800メートルに延長することを検討していると承知しております。

【第1分科会 12月9日 第4号】

丘珠空港が所在する札幌市では、新幹線の札幌開業が遠のく中、丘珠空港の延伸実現は都市としての魅力をさらに高めていく上で大きな可能性を秘めており、都市機能の向上を図る観点からも重要な政策判断であると考えます。

これまで、滑走路延長に向けて、北海道開発局は住民説明会を開催し、騒音問題や工事による環境への影響について話合いが行われたと承知しておりますが、そこで、以下、伺ってまいります。

まず、丘珠空港の直近の利用状況についてであります。

丘珠空港においては、令和5年の冬ダイヤでHACの丘珠－中標津線や丘珠－秋田線、トキエアの丘珠－新潟線が新規就航するなど路線が拡充しておりますが、直近の利用者とその推移について伺います。

○渡邊靖司委員長 航空課長丹野正樹君。

○丹野航空課長 丘珠空港の利用状況についてでございますが、丘珠空港の旅客数は、近年の就航便数の増加を背景として順調に伸びておりまして、令和5年度には、現在の空港ターミナルビルが開業して以来、過去最多となります約43万人となり、令和6年度は、さらに3割増の約57万人となっております。

今年度におきましては、10月までの速報値で既に40万人を超えておりまして、下期の冬ダイヤからトキエアの丘珠－中部線が新規就航したことなどを踏まえますと、さらなる旅客数の増加が見込まれるところでございます。

○阿知良寛美委員 次に、滑走路の延長に向けた課題についてであります。

滑走路延長が実現した場合、冬場に小型ジェット機の運航が可能となり、ビジネス需要や観光需要の受入れが期待できますが、延伸による離発着回数の増加などに伴う課題について伺います。

○丹野航空課長 丘珠空港の滑走路延伸についてでございますが、丘珠空港において滑走路延伸などの機能強化が図られることによりまして、小型ジェット機の通年運航が可能となるだけでなく、道内外の空港との航空ネットワークがさらに充実することによるビジネス需要や観光需要の拡大が見込まれるところでございます。

その一方で、旅客数の増加に対応した空港ターミナルビルの拡充や空港へのアクセスの充実などが課題となりますとともに、滑走路延伸による空港周辺的环境への影響につきましても配慮が必要と考えております。

○阿知良寛美委員 次に、課題解決に向けた地域の調整状況についてであります。

滑走路延伸に関わる課題解決に当たっては、地域住民の理解を得ながら取組を進めていくことが必要と考えますが、道としてどのように地域と調整を進めていくのか、伺います。

○丹野航空課長 地域との調整についてでございますが、丘珠空港の滑走路延伸に向けましては、本年10月に国が策定、公表しました丘珠空港機能強化計画書につきましても、地域住民の方々や道民の皆様などに情報提供を行い、幅広く御意見を伺いながら合意形成を図る、いわゆるパブ

リックインボルブメントを実施しているところでございます。

道におきましては、札幌市とともに11月下旬から開催しております空港周辺地域の住民を対象とした説明会に出席しまして、国が示した丘珠空港の機能強化の必要性や滑走路延伸に関する計画案などへの意見を伺いますほか、パブリックインボルブメントの活動を推進する協議会に参画しまして、道の広報媒体などを活用した滑走路延伸などの機能強化計画の周知に協力してまいりたいと考えてございます。

○阿知良寛美委員 次に、混雑解消や利便性向上に向けた取組についてであります。

これまでも、丘珠空港の利用者からは、駐車場の拡張整備や空港と公共交通機関とのアクセス改善を求める声が上がっていると承知しております。

道による対応について伺います。

○丹野航空課長 丘珠空港の利便性向上についてでございますが、道では、令和4年に札幌市が策定をしました「丘珠空港の将来像」の実現に必要な取組とされております、空港ターミナルビルの機能強化や空港アクセスの充実などにつきまして、札幌市や国、関係事業者で構成する丘珠空港機能強化検討会に参画をし、空港駐車場の拡張や地下鉄東豊線栄町駅などからの空港連絡バスの充実といった機能強化策の検討を進めてきたところでございます。

これらの検討を通じまして、昨年度から札幌市が実施している臨時駐車場の開設や、駐車場から空港までの送迎バス運行に関する実証実験などへの支援を行っております。

道といたしましては、引き続き、札幌市や国などの関係機関と連携しながら、丘珠空港の利便性向上が図られるよう取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員 丘珠空港の活用に向けた関係機関との連携についてお伺いします。

丘珠空港のポテンシャルの発揮に向けては、滑走路延伸が重要な取組であり、その実現には、道、札幌市、国等の連携が不可欠と考えますが、今後、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○渡邊靖司委員長 航空港湾局長藤嶋泰道君。

○藤嶋航空港湾局長 丘珠空港の利活用についてでございますが、丘珠空港は、札幌市の中心部に最も近く位置しており、道内各地の経済、防災、医療などを支える道内航空ネットワークの拠点空港として重要な役割を果たしているものと認識しております。

このため、道におきましては、丘珠空港の機能強化に向けた検討会や空港の機能強化計画のパブリックインボルブメントを推進する協議会などを通じて、札幌市はもとより、国や航空会社、空港ビル会社などとも緊密に連携を図ってきたところでございます。

道といたしましては、滑走路延伸などの機能強化は、北海道航空ネットワークビジョンに示した丘珠空港の将来展望の実現に向けた重要な取組であると考えておりまして、道内路線をはじめとした本道の航空ネットワークのさらなる充実に向けて、引き続き、札幌市や国などと連携協力しながら、丘珠空港の一層の利活用と機能強化に取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員 丘珠空港については、度々質問をさせていただきましたし、提案もさせてい

【第1分科会 12月9日 第4号】

ただきました。今、機能強化ということで様々考えていらっしゃるというふうに思いますが、昨日も大きな地震がありました。防災をつかさどるといふか何といふか、防災拠点空港という位置づけということも考えていらっしゃるというふうに思いますが、この丘珠空港は中心部から6キロですか、そして、札幌という優れた機能を持っている都市の中にある、それから、何よりも駐屯地が、札幌市内では、丘珠もそうですけれども、苗穂、真駒内と、過去の災害のときにも、ここから自衛隊の方々が支援に向かっているという状況もあります。

また、国の出先機関もほとんどある、県庁所在地、道庁もここにあるということですから、災害が起きたときに顔を突き合わせてしっかり協議ができるという利便性があるのだらうと思います。その意味では、どこのまちよりも、防災ということを見ると、その立場というのは非常に大きなものがあるのだらうと思います。今後、丘珠空港の機能強化ということで、様々、執り行われるのだらうと思いますが、道も、例えば、丘珠から、建設というのは全道に波及するわけですから、道の建物も含めて、事務所などについても考えるべきだらうなというふうに改めてお願いするところでございます。

次に、外国人材の活用についてであります。

高市政権では、これまでとは異なる外国人政策を掲げております。先月には、外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議や有識者会議が開催され、来年1月までに基本方針をまとめるよう指示をされました。2か月で外国人政策の見直しを進めることとなり、検討スピードが速いとも言えますが、拙速なものにならないか懸念されるところであります。

戦後一貫して世界平和への貢献に取り組んできた日本として、信頼と平和による国際関係を構築し続けることを願うところであり、また、人口減少が進む北海道としては、人材確保の面で外国とは切り離せない状況にあるものと考えます。外国人材活用の観点から、以下、伺ってまいります。

まず、国の外国人政策見直しの状況についてであります。

高市総理の指示を受けて、来年1月の外国人政策の基本的な考え方の提示に向け、国においてどのように検討が進められているのか、伺います。

○渡邊靖司委員長 外国人材担当局長内藤敏徳君。

○内藤外国人材担当局長 国の動向についてでございますが、国においては、新政権の下、11月4日に、外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議を開催し、同月27日、多文化共生、社会保障などの専門家12名で構成される「外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議」の初会合において、外国人を取り巻く現状や課題等について議論が行われたところでございます。

今後、来年1月上旬を目途に、2回目の会議を開催した上で、1月中に、関係閣僚会議において、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を改定し、国保料等の運用の見直しや日本語教育の充実など、既存のルールへの遵守や各種制度の適正化等についての基本的な考え方や取組の方向性が示される予定でございます。

○阿知良寛美委員 次に、道内在住の外国人の状況についてであります。

欧州の例から、外国人比率が10%を超えると、様々な社会問題が顕在化し、社会の分断につながると言われておりますが、道内で外国人比率が10%を超える市町村は幾つあるのか、また、外国人の増加に伴い、どのような課題があるのか、伺います。

○渡邊靖司委員長 外国人材担当課長山本英司君。

○山本外国人材担当課長 道内市町村の状況についてでございますが、総務省が公表しております令和7年1月1日現在の住民基本台帳によりますと、外国人比率が10%を超える市町村は、占冠村が36.6%、赤井川村が35.3%、倶知安町が21.2%、留寿都村が19.8%、ニセコ町が19.0%の計5団体となっております。

こうした地域におきましては、日本の制度、ルールやマナーの理解不足によります税や社会保障料等の未納、ごみ出し、騒音、除雪等のトラブル、国籍の多様化に伴います窓口等での対応言語の拡大に係る負担増、医療通訳の手配や外国人児童生徒への指導など、日本語が通じない外国人への対応の負担増、漠然とした不安や根拠のない情報によります外国人への偏見や誤解などの声が寄せられているところでございます。

○阿知良寛美委員 次に、外国人の割合が高い自治体での地域住民との共生の取組についてであります。

外国人比率が高くなると、文化や生活習慣等の違いを要因とするあつれきが生じやすくなると考えます。こうした地域では、外国人住民との共生に向けて、どのような取組を行っているのか、伺います。

○山本外国人材担当課長 外国人比率の高い地域における共生の取組についてでございますが、例えば、倶知安町におきましては、日本人と外国人住民の方々が交流する日本語サロンや、外国人と共に暮らす視点からまちづくりを考える多文化共生セミナーを開催しておりますほか、ニセコ町におきましては、国際交流員による来庁者通訳や外国語に翻訳した生活ガイドブックの作成、配付など、外国人の方々が安心して暮らせる受入れ環境整備に向けまして、地域の実情に応じ、様々な取組が進められていると承知しております。

また、占冠村におきましては、今年度、地域住民との交流を通じた相互理解の促進を図るため、国際交流団体と連携しまして、手料理や踊りなどの文化体験イベントを実施する予定でございます。

○阿知良寛美委員 昨年、倶知安とかニセコに行ってお話を聞いてきました。今、冬場のスキーを楽しむということで外国人の方がいらっしゃいますけれども、要するに、冬場のシーズンだけ働きながら楽しむ、こういう方がたくさんいます。そういう意味では、ずっと住むということじゃなくて、本当に短期間で住んでいる方もいらっしゃるの、地域住民との友好関係というのはなかなか難しいというふうに思いますし、やっぱり、役場でも苦慮している。道としても、しっかりと支援、バックアップをしていただければなというふうに思います。

続きまして、このたびの日中関係の影響が道のグローバルな戦略に与える影響について伺いま

す。

先月、中国政府が日本への渡航自粛を呼びかけるなどの措置を講じ、宿泊等のキャンセルが発生するなど影響が出ており、米国による関税措置など顕在化する様々なグローバルリスクへの対応が必要となっております。一方で、人口減少下の北海道において、海外との交流の拡大は、友好、経済、人材などの面で北海道の価値を高め、持続可能なものとするチャンスでもあると思います。

道では、現在、新たなグローバル戦略を検討しておりますが、中国による一連の措置など、目まぐるしく変化する国際情勢を踏まえ、どのように海外との交流を進めていく考えであるのか、伺います。

○渡邊靖司委員長 国際企画担当局長堀内一宏君。

○堀内国際企画担当局長 海外との交流についてでございますが、道では、平成29年に北海道グローバル戦略を策定し、姉妹友好提携地域をはじめ、多様な国、地域と交流を進め、国境を越えた相互理解を深めるとともに、輸出や誘客先の多角化などのリスク分散にも取り組んでまいりました。

こうした中、今般の中国による一連の措置によりまして宿泊施設等にキャンセルなどが出始めており、道では、新たな戦略素案のリスクマネジメント強化の視点による初動対応を実施しているところでございます。

道としては、海外との交流を本道の持続的な発展につなげ、世界の中の北海道として活躍していくため、新たな戦略におきまして、地域と世界が調和しながら共に発展し、世界で輝く北海道を目指す姿として掲げ、リスクをチャンスと捉えつつ、外国人材の確保や多彩な交流など国際施策を推進する考えであり、道民の皆様の共感を得ながら新たな戦略の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 次に、外国人材確保に向けた取組についてであります。

人口減少下の本道において、様々な業種で人手不足に直面していることは御承知のとおりであり、国が外国人政策の見直しを進める中、北海道の社会経済に不可欠な外国人材の確保が円滑に図られるよう求めるべきと考えますが、道の所見を伺います。

○渡邊靖司委員長 総合政策部グローバル戦略推進監山田哲史君。

○山田総合政策部グローバル戦略推進監 外国人材の確保についてでございますが、道では、かねてより知事が構成員として参画いたします育成就労制度の基本方針等に関する国の有識者会議の場におきまして、地方に配慮した制度設計や必要な財源措置等を求めるとともに、新政権の発足後も、様々な業種で人手不足にある本道の実情や、外国人材が地域の持続的な発展に欠かすことのできない存在であり、その定着に向け、多文化共生の取組を進めるべきとの道の考え方を、累次にわたり、国に申し上げてきたところであります。

道といたしましては、これまで培ってまいりました海外の現地機関との関係を生かした人材獲得の取組を進めることはもとより、今後の育成就労制度の開始も見据えまして、国の外国人政策

の動向も注視しながら、様々な機会を捉えて、外国人材の確保、定着とともに、外国人との共生に向けた施策の推進が図られるよう訴えてまいります。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 終わります。

ありがとうございました。

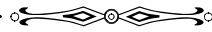
○渡邊靖司委員長 阿知良委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、総合政策部並びに通告のなかった選挙管理委員会、出納局、人事委員会、監査委員所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩



午前10時55分開議

○渡邊靖司委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告をさせます。

[梅尾主査朗読]

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、林祐作議員の委員辞任を許可し、佐々木大介議員を委員に補充選任し、第1分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

1. 総務部所管審査

○渡邊靖司委員長 これより総務部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

内田尊之君。

○内田尊之委員 昨日の地震対応、御苦勞さまでございます。引き続き、緊張感を持って対応していただきたいというふうに思います。

それでは、質問に入ります。

まず、泊発電所についてお伺いをいたします。

泊発電所の再稼働に関わる判断に向け、知事は、我が会派の代表格質問に対しまして、私自身、泊発電所を訪れ、現地で安全対策について直接確認するという答弁をされました。そして、実際、先週4日には視察に行かれたわけであります。

そこでお伺いしますが、なぜ、どのような目的でこの視察を行ったのか、また、どのような施設や設備を視察したのか、お伺いをいたします。

○渡邊靖司委員長 環境安全担当課長稲富久昌君。

○**稲富環境安全担当課長** 泊発電所の視察についてでございますが、泊発電所3号機については、原子力規制委員会において、新規制基準に適合していると判断され、設置変更許可がなされたところです。

道では、9月以降、岩宇4町村やUPZを含む後志管内などで説明会を開催したところであり、その際、原子力規制庁の説明に対して、住民の皆様から発電所の安全性等に関する御意見や御質問もあったことから、知事自らが泊発電所を訪れ、現地で安全対策について直接確認するため、先週4日に、規制基準に基づく重大事故対策の施工状況や事故時の対応訓練など、泊発電所の安全対策について視察を行いました。

具体的には、ハード面として、防潮堤の工事の状況や、水を供給する常設の各種ポンプが使用不能となった場合に備え、炉心や使用済燃料ピットなどに注水を行うための可搬型送水ポンプ車と、可搬型設備の移動に用いるアクセスルートトンネル、放射性物質拡散抑制対策としての放水砲、また、原子炉格納容器内に入り、格納容器内の冷却減圧を行うための格納容器スプレイや、水素爆発を防ぐための水素の処理設備、耐震補強の状況のほか、ソフト面として、3号機のシミュレーター設備を用いた訓練の様子を視察したところです。

以上でございます。

○**内田尊之委員** それでは、実際に視察で確認されまして、知事の受け止め方はいかがだったのか、そして、当日は、北電の社長をはじめ、幹部もいらっしゃったと思うのですが、北電側に対して何か求めたことがあるのか、お伺いをいたします。

○**稲富環境安全担当課長** 泊発電所の視察についてでございますが、視察後、知事からは、防潮堤工事の進捗状況や、原子炉格納容器内の重大事故対策のほか、運転シミュレーターを活用した訓練などを拝見し、住民説明会で原子力規制庁から説明いただいた発電所の安全対策工事の状況を自分の目で実際に確認できたことは有意義であった、また、訓練を行っている現場の方からもお話を伺い、使命感を強く持って業務に当たられていることを聞くこともできたとの発言がありました。

また、視察終了時に、知事から、北海道電力の齋藤社長に対し、防潮堤の工事について、作業員の方々の安全と品質の確保、どちらも妥協せずに確実に工事を進めること、多重、多様な安全対策の確保は極めて重要であることから、可搬型設備等が確実に使用できる環境整備に努めること、常に規制以上の安全レベルの達成に向け、施設設備面などのハード面と運営体制等のソフト面の両面における安全対策の推進に努めること、訓練などを通じて発見された課題への改善策を適切に反映させて対応力の一層の向上に努めることを求め、齋藤社長から、しっかりと対応してまいると回答があったところであり、道といたしましては、北電の対応を注視するとともに、必要な事項については時期を逸することなく求めてまいります。

以上でございます。

○**内田尊之委員** 次に、泊発電所3号機の設置変更許可に関する原子力規制委員会による審査について伺います。

連合審査会の参考人招致において、我が会派の質問に対し、規制庁は、福島第一原発事故のような放射性物質の大量放出を招くおそれは極めて低いと答弁されております。この極めて低いというのはどの程度なのか、お伺いいたします。

○稲富環境安全担当課長 重大事故対策についてでございますが、新規制基準は、福島第一原発事故の教訓など最新の知見を反映し、自然災害の対策を強化するとともに、重大事故が発生した場合に備える対策を求めています。

規制委では、新規制基準の適合性審査の中で、重大事故に対処するための対策の有効性については、セシウム137の放出量が福島第一原発事故の100分の1に相当する100テラベクレルを下回っていることを確認しており、その有効性を確認された原子炉については、福島第一原発事故のような放射性物質の大量放出を招くおそれは極めて低く抑えられるとしております。

また、新規制基準を満たした原子炉は、この100テラベクレルを超えるような事故の発生頻度について、原子炉1基が1年稼働することを1炉年とした上で、100万炉年に1回程度を超えないように抑制されるべきという安全目標もおおむね達成できるものとしております。

以上でございます。

○内田尊之委員 新規制基準というのは、それだけハードルが高いものなのだなというのが分かるわけです。

同じく、参考人招致では、道内科学者からの、規制委員の審査が誤りではないかとする意見への所見も規制庁に伺ったところでありますが、道などが開催いたしました説明会でも質問があった小野先生の査読つき論文について、原子力規制委員会や北電がどのように対応してきたのか、お伺いをいたします。

○稲富環境安全担当課長 原子力規制委員会と北電の対応についてでございますが、規制委では、規制委員や職員による技術情報検討会を設置し、諸外国の規制基準や国際機関の基準、原子力関連学会をはじめ、地震、津波、火山等の外部事象に関する学会情報等を対象に、新たな知見を収集した上で、重要性、緊急性、信頼性の観点から分析、評価を行い、規制への反映について検討していると承知しております。

小野有五氏らによる「北海道西部、岩内平野の地形発達史－泊原発の敷地内断層と関連して－」については、2019年の活断層研究51号に査読つき論文として掲載されており、令和2年8月の技術検討会において、当該情報の手法は、「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」で既に考慮している手法であることから、規則等に反映すべき事項はないと取扱いについて評価され、当時審査中であった泊発電所に関連する情報として審査部門に情報提供・共有されたと承知しております。

また、規制委の審査においては、火山活動に関する評価に関し、当該論文では、北電が斜面堆積物であると評価した堆積物について、ニセコ火山群からもたらされた可能性が高いとの指摘があったことから、火山影響評価における取扱いを説明するよう北電に求め、北電は、露頭観察及び火山灰分析のほか、礫種、礫の形状、礫の全岩化学組成分析等の定量的データ等に基づく総合

【第1分科会 12月9日 第4号】

的な検討を行い、当該堆積物は火山噴出物ではないことや、ニセコ・雷電火山群を給源とするものではないことなどを示し、火山影響評価において取り扱う堆積物ではないと評価いたしました。

規制委は、北電の評価は妥当であり、現時点での追加調査や分析は不要との考えを示したものと承知しております。

以上でございます。

○内田尊之委員 泊発電所3号機は、7月30日に新規規制基準に適合することとして設置変更許可が行われまして、その後、規制庁への参考人招致や知事の現地視察も実施されました。

知事は、近々、最終的な決断をしていくものと思いますが、道として、泊発電所3号機の安全性についてどのように認識をしているのか、お伺いをいたします。

○渡邊靖司委員長 総務部危機管理監高山圭一君。

○高山総務部危機管理監 泊発電所の安全性についてであります。泊発電所3号機については、原子力規制委員会において、新規規制基準に適合していると判断され、本年7月に設置変更許可がなされたところでございます。

原発の安全性の確保については、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で行われており、規制委には、今後新たに得られる知見についても、いわゆるバックフィット制度により継続的な安全向上を図っていただくとともに、北海道電力においては、様々なリスクを想定し、常に規制以上の安全レベルの達成を目指すなど、保安体制の充実に向け、不断に取り組んでいただくことが重要と考えております。

○内田尊之委員 次に、原子力防災対策についてお伺いをいたします。

道主催の住民説明会では、避難時に本当にバスが来るのかといった不安の声が出ております。道は、バス協会との協定により必要台数を確保し、不測の事態には実動組織が支援することとされておりますが、バス事業者を取り巻く環境が厳しい中、原子力災害時に確実に車両と乗務員を確保できるよう、道としてどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○渡邊靖司委員長 原子力安全対策課長平野宏和君。

○平野原子力安全対策課長 避難用バスの確保などについてであります。道では、能登半島地震による教訓などを踏まえ、地震や津波などの自然災害をはじめ、原子力災害も含めた大規模災害時における緊急輸送に関して円滑な災害対応を行うため、本年10月、道バス協会と「災害時におけるバスによる人員等の輸送に関する協定」を締結し、原子力災害においては、住民避難用バス要請・運行要領に基づき、運転手の方々の安全確保を大前提とした運行ルールの下、必要となるバス台数を確保することとしておりまして、協定の細目に位置づけたところでございます。

バス事業者を取り巻く環境は、乗務員の高齢化など厳しい状況にあると認識しておりますが、原子力災害時においてバスによる住民避難は大変重要であることから、道では、運転手の方々を対象とした研修の実施や原子力防災訓練への参加など、原子力防災に関する理解が深まるよう取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、万一の際の円滑な住民避難の確保に向け、この協定締結を契機として、要領の実効性を一層高めていくため、道バス協会や事業者の方々の意見を伺うとともに、必要に応じて見直しを行うなど、災害時における住民避難を着実に行うことができるよう、その実効性の確保に取り組んでまいります。

○内田尊之委員 今年の能登半島地震では、家屋倒壊や道路寸断により住民が孤立するというような問題が改めて浮き彫りになりました。

泊発電所も積丹半島の付け根に位置しておりまして、地震や津波等の複合災害が発生した場合にあっても、避難や屋内避難等など住民の防護措置を確実に実施する必要がありますが、道の取組についてお伺いをいたします。

○平野原子力安全対策課長 複合災害への対応についてであります。道の防災計画等では、地震や津波などの自然災害と原子力災害が同時に発生する複合災害時において、自然災害による住民の皆様の生命に危険を及ぼす事態となった場合には、まずは、自然災害のそれぞれの事象に応じた避難行動等により、住民の皆様の安全を確保することとしております。

その後、発電所の事故の進展に応じて、PAZ内の住民の皆様につきましては、30キロメートル圏外への避難や早期の避難が困難な方々の放射線防護施設等への屋内退避を、UPZ内の住民の皆様につきましては、自宅や指定避難所等での屋内退避や30キロメートル圏外への避難などの防護措置を実施することとしておりまして、自然災害により避難経路を使用した車両による避難ができない場合等には、自衛隊などの実動組織の支援を受けることとしているところでございます。

道といたしましては、こうした防災計画等に基づく住民避難が円滑に行われるよう、複合災害を想定し、実動組織による避難道路の啓開や道路寸断による孤立集落からのヘリによる救出・救助訓練をこれまでも繰り返し実施してきたところでありますが、今後とも、住民の皆様にご参加いただきながら、様々な事態を想定した実践的な訓練を積み重ねるなど、原子力防災対策の充実強化に取り組んでまいります。

○内田尊之委員 原子力災害時に住民の安全を守るためには、避難経路の確保や放射線防護施設の整備というのが不可欠であります。

これまで、道においても避難道路の整備や放射線防護施設の確保を進めてきたと理解しておりますが、住民の安心につなげていくためにも、こうした避難道路や放射線防護施設の整備を着実に進めていく必要があると考えますが、どのように取り組むのか、お伺いをいたします。

○渡邊靖司委員長 原子力安全対策担当局長平田健男君。

○平田原子力安全対策担当局長 原子力防災対策についてであります。地域防災計画や避難計画については、専門的・技術的事項を規定した原子力災害対策指針や国の防災基本計画に基づき、地域の実情を踏まえながら関係自治体が策定することとしており、その中で、住民の皆様の防護措置に関して、避難経路を含めた避難の方法や屋内退避施設の状況などについて盛り込んでいるところでございます。

【第1分科会 12月9日 第4号】

原子力災害時において、住民の皆様の避難や屋内退避等の防護措置を確実にを行うためには、避難道路や被曝のリスクを低減することができる放射線防護施設の整備は重要であると認識しております。現在、関係町村から避難道路や放射線防護施設の要望があるもののうち、3町から要望のありました社会福祉施設や指定避難所等、5施設の放射線防護対策事業について、国に対し求めているところでございます。

道といたしましては、原子力防災対策に終わりはないとの認識の下、今後とも、地域の実情の把握を丁寧に行うなど、関係自治体と緊密に連携し、国に対して必要な予算の確保を求めながら、住民避難に係るインフラ整備等に取り組んでまいります。

○内田尊之委員 最後に、防災計画の実効性についてお伺いをします。

住民説明会では、避難計画の実効性に関する不安の声が示されております。道及びUPZの13町村では、防災計画や避難計画を策定し、訓練を重ねながら毎年見直しを行うなど、対策の充実に取り組んできており、この点は十分評価するところであります。

一方で、なお不安の声があることも踏まえ、現在の防災計画等の実効性をどのように認識しているのか伺うとともに、今後、どのようにして一層の実効性確保を図っていくのか、お伺いをいたします。

○高山総務部危機管理監 原子力防災対策の実効性についてであります。国では、道とUPZ内13町村の防災計画や避難計画を一体化した「泊地域の緊急時対応」を取りまとめ、原子力防災会議において了承しており、本年7月には、道地域防災計画等の修正などを踏まえ、改定し、公表したところでございます。

国は、万が一、事故が起きた場合には、関係法令に基づき責任を持って対処することとしております。

防災対策は、こうした計画等の策定をもって完了するものではなく、災害時において住民の皆様への防護措置を確実に行うことができるよう、実践的な訓練を積み重ね、その検証結果や様々な災害から得られた教訓を学びとしながら計画等を改善していくことに加え、住民の皆様への防災知識の普及啓発にも継続的に取り組んでいくこと、さらには、住民避難に係るインフラの整備等も進めていくことも重要でございます。

道としては、道民の皆様のさらなる安全、安心の確保に向け、今後とも、国や関係自治体、防災関係機関と緊密に連携協力し、訓練の充実や様々な媒体を活用した防災知識の普及啓発を行いながら、防災計画等の実効性の向上に不断に取り組んでまいります。

○内田尊之委員 ただいま、泊発電所3号機の安全性や防災対策について、るる答弁をいただきました。知事が理解要請の判断をする際に大変重要な要素でございますので、この点、知事に直接伺いたく、委員長のお計らいをお願いいたします。

次に、庁舎のセキュリティー確保についてお伺いをいたします。

道においては、現在、本庁舎にセキュリティーゲートを設置していると承知しております。さきの第3回定例会におきまして、我が会派の同僚議員が本庁舎のセキュリティー確保に関する道

の取組についてお伺いしたところ、ゲート設置による効果や影響などについて、職員や来庁者、入居団体を対象とした調査を実施し、今後の取組を検討するとの答弁でありました。そこで、今回は、調査結果を踏まえた今後の対応などについて伺っていききたいと思います。

まず初めに、今回のセキュリティーゲートの試行運用の目的を改めて伺うとともに、職員や来庁者、入居団体の声をどのように把握したのか、お伺いをいたします。

○渡邊靖司委員長 計画担当課長福山琢也君。

○福山計画担当課長 試行運用の目的などについてでございますが、近年、行政対象暴力などの事件が多様化し、職員が安全、安心に働くことができる環境の確保や情報管理の強化が求められていることから、道では、本年7月より、本庁舎1階におきまして、セキュリティーゲートの試行運用を開始したところでございます。

こうした中、セキュリティーゲートの設置による効果や影響などにつきまして検証を行うため、9月から11月にかけて、本庁舎に勤務する職員をはじめ、来庁者や入居団体の皆様に対し、アンケート調査やヒアリングを実施したところでございます。

○内田尊之委員 安心して働ける環境をつくるというのは、職員の安全確保や道が保有する情報管理の観点からも大変重要なことだと思います。

セキュリティーゲートの設置について、本庁舎に勤務する職員へのアンケートではどのような声があったのか、お伺いします。

○福山計画担当課長 職員からの意見についてでございますが、本庁舎に勤務する職員に対し、ゲートの設置による効果や影響などにつきましてイントラネットによるアンケート調査を実施し、約1000件の回答がございました。

ゲートの設置により、6割以上の職員が防犯効果を感じ、9割以上の職員が、来年度以降もゲートの設置が必要と回答するなど、安全、安心の確保の観点からは肯定的な意見が多数を占めました。

一方で、ゲートの設置により、5割以上の職員が、出勤時間帯に混雑が発生していると回答したほか、ゲートの機能面につきまして、通過時に認証されているか認識しづらい、ゲートが開く速度が遅いといった意見がございました。

○内田尊之委員 一方で、本庁舎には金融機関や食堂などが入居しております。また、こういった入居団体を利用するために多くの方々が本庁舎に来庁するわけですが、ゲート設置によって利用状況に影響があったのか、また、利用者へのアンケートや入居団体へのヒアリングではどのような声があったのか、お伺いをいたします。

○福山計画担当課長 来庁者などからの意見についてでございますが、本庁舎の来庁者に対するアンケート調査では、約100件の回答がございまして、約5割の方が防犯効果を感じ、約7割の方が、来年度以降もゲートの設置が必要と回答する一方で、約8割の方が、来庁手続が煩雑になったと回答がございました。

このほか、本庁舎内の金融機関、郵便局の方々などへのヒアリングにおきましては、来客数や

売上げに影響があるといった御意見が寄せられたところでございます。

○内田尊之委員 最後に、今後の取組についてお伺いしますが、職員、来庁者へのアンケートや入居団体に対するヒアリングにより、セキュリティーゲート設置による効果や課題の一端が浮き彫りになってきたものと思います。

そこで、今回の調査結果をどのように受け止めて、また、今後、セキュリティー確保に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○渡邊靖司委員長 財産担当局長林下千栄君。

○林下財産担当局長 今後の取組についてでございますが、職員などへのアンケート調査の結果、セキュリティーゲートの設置の必要性については、安全、安心の確保の観点から肯定的に受け止められたと考えております。

一方、出勤時間帯の混雑や手続の煩雑さといった意見も寄せられておりますことから、運用面での課題も認識されたところであります。

道といたしましては、行政対象暴力などの事件が多様化し、職員が安全、安心に働くことができる環境の確保や情報管理の強化が重要と考えており、こうしたアンケート調査の結果なども踏まえ、職員をはじめ、来庁される方々が安心して御利用いただける庁舎となるよう、引き続き、安全の確保と利便性の両立を図る効果的な手法を検討してまいります。

○内田尊之委員 ただいま答弁いただきましたけれども、やっぱり、高いセキュリティーと利便性というのは反比例するものだと思うのですよね。ですから、どこに焦点を当てるのか、そこをはっきりと明確にして進んでいっていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、赤れんが庁舎の魅力向上についてお伺いをいたします。

今まで改修工事が行われていました赤れんが庁舎が、7月25日にリニューアルオープンを行いました。本当に多くの方々が来場されているというのは、我々も、毎回、通るたびに目にするところであります。

さきの第3回定例会におきまして、我が会派の同僚議員に対し、オープンから2か月で来場者が20万人となるなど、目標をはるかに上回る順調な滑り出しということを言われました。この入館者数を維持するためにも、利用者の実態や動向を把握する調査を行うという答弁がありました。その実施した調査内容を含め、以下、伺ってまいります。

まず、このたびの調査の目的を伺うとともに、実施期間や回答者数についてお伺いをいたします。

○渡邊靖司委員長 財産活用課長奈良華織さん。

○奈良財産活用課長 赤れんが庁舎における調査についてでございますが、このたびの調査は、赤れんが庁舎における来館者の方々の満足度などを把握することを目的に、道と指定管理者が連携して、居住地の属性と満足度の2種類の調査を実施したものでございます。

居住地の属性につきましては、令和7年10月3日から21日までの19日間、来館者の方々の国や地域につきまして調査をし、約3000名の方に回答をいただきました。

また、来館者の方々の満足度は、令和7年10月1日から7日までの8日間、施設の使いやすさや職員の対応などを調査し、約500名の方に回答をいただきました。

以上でございます。

○内田尊之委員 大変多くの方々の調査を行ったという説明でありました。

赤れんが庁舎の来館者の居住地属性について、道内、道外、海外の割合をまずお伺いしたいと思います。あわせて、海外からの来館者の国や地域の内訳についてもお伺いをいたします。

○奈良財産活用課長 来館者の居住地属性についてでございますが、本調査におきまして回答のあった約3000人のうち、道内が約32%、道外が約34%、海外が約34%となっております。

また、海外からの来館者につきまして、国や地域別の割合を見た場合、最も多いのは、韓国で約10%、次いで、台湾が約9%、中国が約3%となっており、このほかには、香港、アメリカ、タイなど、幅広い国や地域から来館いただいていることが確認されました。

以上でございます。

○内田尊之委員 次に、満足度調査についてでございますが、今回の調査項目とその結果についてお伺いをいたします。

○奈良財産活用課長 来館者の満足度についてでございますが、本調査では、施設の使いやすさや職員の対応といった施設の利用に関する満足度や入館料の水準のほか、興味深い展示内容などについて確認を行っております。

この結果、施設の使いやすさに関し、満足、やや満足と回答した方は合計で92%、同様に、職員の対応に関しては合計で88%、全体の満足度につきましても合計で92%となっております。また、入館料金に関しましては、安い、ちょうどよいと回答した方は合計で88%となっております。

最も興味深く感じた展示につきましては、地域を紹介する展示、次いで、赤れんが庁舎の歴史を紹介する展示、アイヌの文化と歴史を紹介する展示という順番となり、興味深かった点といたしまして、市町村の特産品の展示で多彩な地域性を実感した、建物の技術やデザインのすばらしさを実感したなどの感想が寄せられました。

そのほか、個別意見では、館内案内や展示内容のさらなる充実が必要といった声もあったところでございます。

以上でございます。

○内田尊之委員 ただいまの答弁では、施設運営や入館料に関しては満足いただいているという方が多かったということですが、一方で、利用者へのサービスの充実に関する意見もあったということでもあります。好調な入館者数を維持するためにも、これらの調査結果を踏まえて、利用者ニーズに応える運営を行っていく必要があると考えます。

道として、この調査結果をどのように捉え、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○林下財産担当局長 今後の取組についてでございますが、赤れんが庁舎の来館者数は、リニュー

【第1分科会 12月9日 第4号】

ーアルオープンから約3か月となる10月末には27万人を超え、1日平均に換算しますと約2800人と、目標とする年間70万人の1日平均換算約2000人を上回る水準となっております。

来館者が好調に推移している背景には、施設そのものの魅力はもとより、展示品を一新したことに加え、リニューアルオープン前の集中的なプロモーションや、市町村によるふるさと納税のPR、農水産物を一堂にPRする大収穫祭など、多様なイベントを開催してきたことも一つの要因と認識しております。

今後とも、来館者数を高い水準で維持し、本道の歴史文化・観光情報の発信拠点としての役割や、道内の各地域をつなぐかけ橋としての役割を果たす施設となるよう、今回実施した満足度調査等の結果なども踏まえ、施設の魅力やサービスの向上に努めてまいります。

○内田尊之委員 いろいろと答弁をいただきまして、本当にびっくりしたというか、これはいい意味でですが、施設の満足度が9割を超えていると。なかなか施設でこれだけの高評価をいただく施設というのはないと思いますので、そこら辺に関しては高く評価できるのではないかというふうに思います。

それと、答弁の中にありましたけれども、来館者の3割以上が道民であるという報告がありました。これも、やっぱり、道内の方々の関心の高さといいたいまいしょうか、私の地元からもよく札幌に来るのですが、道庁に来られて、必ずこの赤れんが庁舎を見て帰ると。そして、地元に戻って聞きますと、本当にきれいになった、施設そのものも充実していると、答弁にあったとおり、本当に高い評価だというふうに思います。

そして、やっぱり、道民がリピートできるのが大事だと僕は思うのです。確かに、観光客相手ですから、インバウンドや道外の方々にもというのはあるのですが、こうやって見ますと、やっぱり、道民の方々が何度でも来て、それこそ映えるような、そういう施設であるべきだというふうに考えます。ですから、そういうことを考えますと、今後も、展示ですとかイベントを、飽きるものではなくて、本当にいろんな知恵を絞りながら、そういう魅力を発信できるようにしていただきたいというふうに思います。

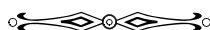
道として、今回の調査結果を踏まえて、来年度以降も着実に利用促進につながっていく策が取れるように、私からも、本当に頑張れよという思いで質問をさせていただきました。これからも頑張ってください、新しい魅力づくりに御尽力をいただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。ありがとうございます。

○渡邊靖司委員長 内田委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩



午後 1 時 開議

○木葉淳副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

清水敬弘さん。

○清水敬弘委員 私からも、まずもって、昨日の23時15分頃、青森県東方沖を震源としますマグニチュード7.6の強い地震が発生いたしました。発災直後から、道庁総務部危機対策局の高山危機管理監を先頭に、御部の皆様の緊急対応、とりわけ夜明けまでの危機対策課長、係長名での被害状況の詳細な情報提供には頭が下がります。心から感謝とお礼を申し上げます。引き続きの対応に、体調だけは御留意をお願い申し上げます。

そんな状況下で、改めて、泊原発の再稼働には、安全性を大前提に、そして最優先に据えて、道民の安全、安心の確保に資する総合的な対策確立こそが、知事の最終判断には最も道民各層から求められていることであるとの観点から、順次伺ってまいります。

まず、本道が策定した地域防災計画について伺います。

過日の連合審査会において、我が会派先輩議員からただしたところ、内閣府の答弁では、地域の実情を熟知する自治体が策定することが適切であるとの認識でありましたが、御部、危機対策局も同じ認識であるのか、まず伺います。

また、原則、バス避難の運用は、園児、児童生徒、要配慮者など、車で避難ができなかった人などを対象にすべきであると考えます。同時に、当該自治体でも、自家用車避難かバス避難かを毎年確認するようなことも必要であります。そのため、自家用車の避難に関しては、避難の開始、同乗者、避難経路、放射線検査の必要の有無などの情報提供と併せて、避難後の所在場所確認の記載があるべきと考えますが、道の認識を伺います。

○木葉淳副委員長 原子力安全対策課長平野宏和さん。

○平野原子力安全対策課長 地域防災計画などについてであります。道及びUPZ内13町村におきましては、災害対策基本法などの関係法令や原子力災害対策指針等に基づき原子力防災計画等を策定し、原子力防災対策を講ずる責務を有しておりまして、万が一の原子力災害時において住民の安全確保を図るため、避難先や避難経路等の確保、要配慮者への対応など、所要の防護措置を、地域の状況も踏まえ、具体的に定める必要があります。

また、避難計画の中で、自家用車で避難する場合は、避難経路を通行し、一時滞在場所で受付を行うことや、避難先の確保状況、安定ヨウ素剤の配付、避難退域時検査の受検など、住民の皆様が取るべき一連の避難の手順を定めるとともに、戸別訪問などの方法により避難状況を確認することとしております。

各町村では、こうした避難手順などを記載した「原子力防災のしおり」を各戸に配付するとともに、原子力防災訓練や地域学習会など、あらゆる機会を通じて地域住民の皆様説明を行い、周知を図っているところでございます。

○清水敬弘委員 課題としましては、これまで自家用車を主な手段とした避難訓練は、かつてはなかったということでありまして、本年7月に発生したカムチャツカ半島の巨大地震では、半数以

【第1分科会 12月9日 第4号】

上の方が車を利用し、うち4割の方が渋滞に巻き込まれたと認識しております。今後とも、避難訓練等の検証を重ねながら、当面する自家用車避難の定着を見定めることなどを求めておきます。

続けて伺います。

災害発生時には、UPZ圏内は屋内退避を準備するとあります。屋内退避については3日間を目途とされますが、この3日間の持つ意味はどんなことであるのか、改めて伺います。

また、原発事故の発生規模も不明で、まして、複合災害時では家屋倒壊なども予測されるわけです。そのため、被曝をしない最大目標のためには、UPZ圏外へ即時自主的避難も有効な方法であると考えますが、道の認識を併せて伺います。

○平野原子力安全対策課長 屋内退避についてであります。原子力規制委員会は、屋内退避の生活に必要な食料等の物資について、災害対策基本法に基づく防災基本計画の中で、国、自治体等は、地域住民に対し、最低3日分の備蓄を図るよう普及啓発することを踏まえ、屋内退避が継続できるかを3日目を目安として判断することとしております。

UPZの屋内退避につきましては、規制委では、放射線被曝量は距離による低減効果が大きい。ため、発電所から5キロメートル圏内のPAZでは予防的防護措置として避難が有効とする一方で、5キロメートルを超えるUPZにおきましては、放射性プルーム通過時の放射線被曝量に関しては、距離による低減効果よりも屋内退避による低減効果が確実であるとして、自宅または最寄りの公共施設等での屋内退避が有効としているところでございます。

○清水敬弘委員 重ねて伺います。

PAZ・UPZ圏を問わず、迅速な原発事故の情報提供の在り方が強く住民各層から求められておりますが、再度、道の認識を伺います。

○平野原子力安全対策課長 原子力災害時の住民広報についてであります。原子力災害時には、様々な手段を用いまして速やかに住民広報を実施し、正しい情報を確実にお伝えすることが大変重要であります。

このため、道では、発電所の事故の状況、緊急時モニタリングの結果、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を、災害対応の段階や場所に依じて、テレビ、ラジオ等の報道機関に緊急放送の実施を要請するほか、緊急速報メールや道のホームページ等を通じ、住民等に対して情報の提供を行うこととしております。

また、本年1月には、ドローンを活用した災害情報の伝達やインターネット上での偽情報等の流通、拡散の状況把握及び注意喚起について、防災計画に追加したところでございます。

道といたしましては、今後とも、様々な事態を想定した訓練を繰り返し実施し、災害時においても、住民の方々に対し、的確な情報提供が図られるよう取り組んでまいります。

○清水敬弘委員 昨日の発災時におきましても、原子力安全対策課はもとより、危機対策局から様々な情報をいただきました。正しい情報の提供が何より求められているところでありますので、ここの部分も指摘をさせていただきたいと思っております。

次に、放射能飛散における拡散シミュレーションであります。過去には、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム——SPEED Iが早期の放射能の広がり予報に使われておりましたが、今は、環境放射線監視システム——モニタリングポストで放射線量を基に判断していると認識しております。

過日、我が会派で内閣府にただしたところ、福島原発事故では放射能が実に450キロメートルにも飛散したとのことであります。泊原発がもしも苛酷事故を起こした場合、政令市・札幌市は言うに及ばず、本道の大半にその影響が及ぶことになるわけであります。

そのため、この段階においても、国の拡散シミュレーションでの結果を踏まえ、泊原発からおおむね30キロメートルの範囲での地域防災計画で十分と考えているのか伺うとともに、確実な避難、できるだけ早く避難をするために、原発事故が発生したときの拡散シミュレーションを道民各層のために作成すべきと考えますが、広域自治体の本道としての認識を伺います。

○平野原子力安全対策課長 放射性物質の拡散についてであります。原子力規制委員会では、原子力災害対策重点区域の範囲の目安を設定する際、IAEAの国際基準と比較を行い、最大の値を採用し、原子力災害対策指針に定めておまして、道では、こうした指針や国から示された泊地域の放射性物質の拡散シミュレーションの結果を踏まえまして、重点区域を泊発電所からおおむね30キロメートルの範囲とし、この範囲の13町村において地域防災計画を策定しているところでございます。

また、原子力規制委員会によって新規制基準への適合性を確認された原子力発電所につきましては、福島原発事故の前と比べて、相当程度、安全性が向上していると考えられておまして、原子力発電所が事故を起こしたとしても、放射性物質の放出の規模は福島原発事故のような大量に放出される場合より小さくなり、空間放射線量率も十分低くなると考えられますが、万が一に備え、指針では、UPZ外においても、事態の進展等に応じてUPZ内と同様に屋内退避等を行う必要があるとしております。

なお、規制委では、放射性物質の放出時期を予測すること自体ができないことから、放出時の風向きを予測することも不可能であるとの見解を示しておまして、風向きに応じて避難先を変えることは困難であり、風向きの予測に応じて避難先を決めることはしないとしております。

○清水敬弘委員 現行の規範、ルールを守るのも、もちろん大事であるとは認識はしております。しかし、有事の際における情報の速さ、先ほども申し上げましたが、正確性、行動の迅速性は被曝を防ぐ第一義であります。引き続き、本件は論議を深めていくことを強く求めておきます。

次に、防災計画では、当該エリアの町村長は、自然災害との複合災害が発生した場合、独自の判断で指定避難所への指示を行うことができるとあります。これは、複合災害が起こった際には多少の被曝は仕方がない、その判断を町村長にしてほしいとの解釈であります。万が一の責任の所在は一体どこにあるのでしょうか。短絡的に、何でも実動組織にお任せとなるのでしょうか。

【第1分科会 12月9日 第4号】

今回の防災計画では、複合災害対応における記述や認識が甘いと言わざるを得ません。基本的には、自然災害の準拠であります。しかし、自然災害を例にしたバスや自家用車での避難方法、屋内退避、要配慮者の避難など、それぞれに対応する手法は異なるわけでありますから、やはり、複合災害の記述は別建てにして対応策をつくり込むことが何よりも肝要であると考えます。

複合災害の苛酷さ、そして、実施難易度の課題も含め、道の認識を伺います。

○平野原子力安全対策課長 複合災害時の対応についてであります。原子力防災計画等では、地震や津波などの自然災害と原子力災害が同時に発生した場合には、人命の安全確保の観点から、まずは自然災害のそれぞれの事象に応じた避難行動により住民の皆様の安全を確保することとしております。

能登半島地震では、道路の寸断による孤立集落の発生など様々な課題が明らかとなり、同じく半島を有し、かつ積雪寒冷地である泊地域においても、原子力防災対策に一層取り組む必要があると認識しております。

このため、道では、能登半島地震の課題などを踏まえ、地域防災計画を修正し、避難経路が寸断した場合や放射線防護施設が損傷した場合の対応手順の具体化を図ったところでありまして、国においても、こうした道の計画等の改正を踏まえ、本年7月に「泊地域の緊急時対応」を改定し、公表したところでございます。

道といたしましては、原子力災害において住民の皆様への防護措置が確実にできるよう、関係自治体や防災関係機関と緊密に連携協力し、訓練を積み重ねるとともに、防災知識の普及啓発を継続的に実施するなど、原子力防災対策の充実強化に不断に取り組んでまいります。

○清水敬弘委員 課長、御案内のとおり、不断の取組、そして見直しをお願い申し上げたいと思います。

次に、避難路の課題についても伺います。

泊原発の苛酷事故で神恵内村が被災した場合の基本避難経路は、国道229号線で積丹半島を回るルートか、当丸峠を通り古平町へ向かう二つしか選択肢がありません。また、どの迂回方法であっても、最終的には229号線を利用しなくてはなりません。それ以外は、二十数キロメートルを走り、泊原発方面に向かい、苛酷事故を起こした原発2キロメートル手前で道道泊共和線を利用するしか道はございません。

6月から9月上旬、特に祝祭日などは、229号線はレジャーの方で積丹余別から余市町までの渋滞が予測されます。また、229号線は、落石、落盤が多く、避難経路としては住民不安が尽きません。そのため、かねてより積丹から余市間の別建て避難路が求められている国道229号線にあります。

この状況下での避難をどこまで想定しているのか、能登半島地震の教訓から、229号線が寸断されると、神恵内村の住民はUPZ圏外へ避難するのが極めて困難になります。別建てで避難路を検討すべきであると考えますが、道の認識を伺います。

○平野原子力安全対策課長 避難経路についてであります。泊発電所周辺地域原子力防災計画

の退避等措置計画編において、避難を実施する際の基本避難経路とその他避難経路を設定しておりまして、神恵内村における避難につきましては、避難退域時検査場所での検査を経て、避難先である札幌市まで移動することとなっております。

また、「泊地域の緊急時対応」では、地震や津波により陸路が制限される場合には、道路啓開に着手しつつ、自衛隊などの実動組織の支援により海路、空路等による避難を行うこととしているほか、避難を行うまでの間は、放射線防護施設などを活用し、屋内退避を行うこととしております。

道では、複合災害が発生した場合においても、住民の皆様の防護措置が確実にできるよう、毎年、防災訓練を実施しており、本年の訓練では、神恵内村及び積丹町が孤立したことを想定し、ヘリコプターによる救出・救助訓練を実施したところでありまして、今後とも、様々な事態を想定した訓練を繰り返し実施するなど、国や町村、防災関係機関が緊急時に一体となって活動できるよう取り組んでまいります。

○清水敬弘委員 課長、ちょっと認識が甘いのだと思うのですよ。

UPZ圏の神恵内村、積丹町、古平町の人口は合わせて5660人、また、道路を埋め尽くす乗用車や観光客、余市町からも高速道入り口で長蛇の列がしばしば起きます。この状況で仮に原発の苛酷事故が発生した場合、UPZ圏外へ避難させることをどのように考えているのかと伺ったのです。実際の混乱時においては、実動組織であってもどうにもならないと近隣自治体の首長が住民避難の在り方を危惧しているのです。再度、道の認識を伺います。

○平野原子力安全対策課長 避難を円滑に行うための対応策についてであります。また、「泊地域の緊急時対応」では、観光客の方々のうち、自家用車など自力での移動が可能な場合には、早期にUPZ外へ退避させ、移動手段がない場合には、指定避難所や宿泊施設等の屋内に退避させ、その後、バスなどにより移送することとしております。

一方で、UPZ内につきましては、放射性物質の放出に備えて屋内退避をすることが最も合理的な防護策としておりまして、屋内退避を基本としながら、万一、放射性物質が放出された場合には、空間放射線量を実測の上、一定の数値を超える区域について住民の速やかな避難や一時移転などの防護措置を講ずることとしております。

また、避難等に際しては、ヘリコプターからの映像伝送による渋滞状況の把握や警察等による避難車両の誘導、主要交差点等における交通整理、交通情報板などを活用した広報等の交通対策を行うこととしております。

○清水敬弘委員 関連で伺います。

複合災害時の基本的考えでは、避難経路が不通になった場合に備え、複数の避難経路をあらかじめ設定との記載があります。しかし、複合災害とは、東日本大震災や能登半島地震の災害、そして、昨日の青森県東方沖地震が示すように、想定できない困難な事態を引き起こすわけでありまして、そのため、何でもかんでも最後は実動組織では済まされない苛酷な事態も想定すべきであります。

【第1分科会 12月9日 第4号】

本来、正しく恐れるとは、あらゆるワーストケースやリスクシナリオを想定するものでありますが、複合災害時における最新情報、避難情報などが耳にできない苛酷状況の人がいる中で、どのように現場に臨場し、救出作業を行うと想定しているのか、道の認識を伺います。

○平野原子力安全対策課長 複合災害への対応についてであります。道の地域防災計画では、道路寸断等による孤立地域が発生した場合などは、自衛隊などの防災関係機関が保有する無人航空機を活用し、情報収集や迅速な救助、救出を行うこととしております。

また、国の「泊地域の緊急時対応」において、自衛隊や警察など実動組織が支援を行うとともに、地域レベルで対応が困難な場合には、政府を挙げて、全国規模の実動組織による支援を実施することとしているところでございます。

道といたしましては、こうした防災計画等に基づく住民避難が円滑に行われるよう、孤立地域が発生した場合を想定した実動組織による救出・救助訓練などをこれまでも繰り返し実施してきたところであり、引き続き、様々な事態を想定した実践的な訓練を積み重ねるなど、原子力防災対策の充実強化に取り組んでまいります。

○清水敬弘委員 課長、原則はそうなのだと思うのです。ただ、我が会派先輩議員が調べ上げたところによりますと、津波との複合災害が起こった場合、津波避難指示が発令されている場合には津波に対する行動を優先するとあるのです。しかし、津波警報の発令後、30メートルもの崖やはしごを駆け上り、着いた先には建屋もない、そんな場所で避難の一夜を過ごすことになるのでしょうか。そのような場所では、災害の情報は入りません。スムーズに次の場所や放射線防護施設などに被災者がたどり着ける対策を講じていくよう強く求めておきます。

次に、原発のテロ対策施設について、新規制基準適合では、設計及び工事計画認可後5年以内に設置するとの定めがあります。現在、原子力規制委では、人手不足などを理由に7年に延ばすことの論議をされているものと認識しております。まさしく、原発の安全性よりも経済性を優先する悪例であります。

新潟県の柏崎刈羽原発でも同様の論議があったと聞いておりますが、このテロ対策施設が完成しなくても原発再稼働に問題はないのか、地域住民にも影響が及ぶ大切な事案であります。原発の安全性よりも経済性が優先されることになるものとの危惧もありますが、道の認識を伺います。

○木葉淳副委員長 環境安全担当課長稲富久昌さん。

○稲富環境安全担当課長 原発の安全性についてでございますが、国においては、安全性の確保がエネルギー政策の大前提であり、特に原子力については、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げることが必要としており、道としても原発は安全性の確保が大前提と考えております。

なお、新規制基準においては、意図的な航空機衝突への対応などのテロ対策を求めており、その重大事故等に対処するための機能として特定重大事故等対処施設の設置が必要となりますが、この施設が設置されていなければ直ちに発電用原子炉施設における重大事故の発生及び拡大の防

止に支障が生ずるようなものではなく、さらなる安全性向上のためのバックアップ対策として求められている施設であることから、本体施設の設計及び工事計画認可から5年間の猶予期間が設けられていると承知しております。

以上でございます。

○清水敬弘委員 課長、この先、5年から7年の間に何が起こるか分からないじゃないですか。誰にも保証なんかできないわけでありまして。原発は安全性が大前提ではないのでしょうか。安全第一ではないのでしょうか。

施設完成前の再稼働についてどう考えているのか、再度、道の認識を伺います。

○稲富環境安全担当課長 原発の安全性についてでございますが、新規制基準においては、意図的な航空機衝突などのテロ対策を求めており、特定重大事故等対処施設の設置が必要となりますが、この施設が設置されていなければ直ちに重大事故の発生及び拡大の防止に支障が生じるようなものではなく、さらなる安全性向上のためのバックアップ対策として求められている施設であることから、本体施設の設計及び工事計画認可から5年間の猶予期間が設けられていると承知しており、先日開催されました連合審査会の参考人招致において規制庁から同様の説明があったところです。

以上でございます。

○清水敬弘委員 各国をめぐる情勢については御存じだと思いますが、テロ行為とは、飛行機の墜落などのほか、弾道ミサイルの誤射など、測定不能、対策不能のものも含まれておりますが、これらの防備などに対応できると考えているのか、伺います。

また、ウクライナのチョルノービリ原発では、ドローン攻撃により外部シェルターが破損し、主要な安全機能を果たさなくなっている状況であると認識しております。

我が国の外交防衛に強い緊張感が続いている渦中において、原発における様々な事態におけるリスクについて、もう一度、道の認識を伺います。

○稲富環境安全担当課長 テロ対策等への対応についてでございますが、新規制基準では、意図的な航空機衝突への対応などのテロ対策を求めており、その重大事故等に対処するための機能として特定重大事故等対処施設の設置が必要となりますが、原子力発電所に対するミサイルなどによる武力攻撃事態等に対しては、事態対処法や国民保護法等の枠組みの下で自衛隊など関係機関が連携して対処することとされており、万が一、武力攻撃により原子力災害が発生した場合には、北海道国民保護計画において地域防災計画に準じた措置を行うこととしているところです。

道といたしましては、引き続き、全国知事会や原子力発電関係団体協議会を通じて、国に対して、原子力施設に対する武力攻撃事態等への対処について実効性のある対策を求めてまいります。

以上でございます。

○清水敬弘委員 それでは、聞き方を変えます。

特重施設の設置が必要なのは私もよく分かっています。仮に、テロが対象にするのであれば、

【第1分科会 12月9日 第4号】

ウラン燃料や使用済核燃料の積卸しをする新港、そして専用道路なども対象になるものと考えます。道の認識をもう一度伺います。

○**稲富環境安全担当課長** 燃料等の輸送についてでございますが、北電では、燃料等を安全かつ円滑に輸送するとの考えの下、陸上輸送経路の防護対策については国土交通省物流・自動車局及び警察庁並びに道警本部に、海上の防護対策については海上保安庁及び第一管区海上保安本部に相談を行い取りまとめた全体概要に対し、各機関から特に異論はなかったと聞いております。

また、北電が泊村で開催した住民説明会の中で、防護フェンスや監視カメラの設置など、発電所で実施しているものと同等の対策を講じること、輸送時は、テロ対策はもとより、人が近づけない構造とすることなどについて説明を行ったと承知しております。

なお、新たな荷揚げ場はまだ基本設計段階であり、海域、陸域の地質調査を行った上で、今後、詳細設計を行っていくものと聞いております。

以上でございます。

○**清水敬弘委員** 荷揚げ場の答弁がありました。後ほど総合的に伺ってまいりたいと思います。

過日、連合審査会が道議会の中に設置され、四国電力伊方原発への随時調査を行いました。その中で、愛媛県知事は、伊方原発の再稼働に当たり、地元の電力業者である四国電力、四電さんに対して、えひめ方式と称される独自の安全対策を含む8項目を追加要請し、政府に対しても同じく8項目の要請を行ったことなどを学んできたわけであります。そのため、これら先行県の事例や知見を、今後、本道ではどのように原子力政策に生かしていくのか、伺います。

また、原発の安全対策には終わりがないと強調する本道が、原発の継続的な安全性向上を図るため、政府に対してこれまではどのように要請して、残されたリスクの低減を進めてきたのか、伺います。

さらに、北電に対し、規制以上の安全レベルの達成をどのように求めてきたのか、併せて伺います。

○**稲富環境安全担当課長** 泊発電所の安全対策についてでございますが、道では、これまで、他県の取組事例も参考にしながら、安全確認協定や防災訓練、資機材の整備などの取組を進めてきたところです。

また、新規制基準の見直しや原子力防災対策のより一層の充実強化などについて、原子力発電関係団体協議会や全国知事会を通じ、国に要請しているほか、本年8月の理解要請の際に、知事から資源エネルギー庁長官に対して、規制責任を担う国において、審査・監視体制の拡充や強化を図ることや、設計及び工事計画認可等の審査について引き続き厳格に行うこと、さらに、原子力防災対策の充実強化として、自然災害の経験や最新の知見等を踏まえた原子力災害対策指針の継続的な改定や、複合災害時においても住民避難等の防護措置を確実にを行うための避難道路や放射線防護施設の整備など、関係自治体の実情に応じた国の支援を求めたところです。

また、北海道電力に対しては、平成28年及び本年8月に、知事から社長に対し、安全対策の推進を求めているほか、先日の視察の際にも、知事から北電の齋藤社長に対し、防潮堤の工事につ

いて、作業員の方々の安全と品質の確保、どちらも妥協せず確実に工事を進めること、多重、多様な安全対策の確保は極めて重要であることから、可搬型設備等が確実に使用できる環境整備に努めること、常に規制以上の安全レベルの達成に向け、施設設備などのハード面と運営体制等のソフト面の両面における安全対策の推進に努めること、訓練などを通じて発見された課題への改善策を適切に反映させて対応力の一層の向上に努めることについて求めたところです。

以上でございます。

○清水敬弘委員 次に、連合審査会での参考人招致の際、内閣府が説明した泊地域の原子力防災体制充実の取組には、国と関係自治体が一体となり、避難計画の充実強化を全面的に支援との記載があります。

そのため、避難計画の確かさ、それが住民に周知され、いざ避難のときに生かされることなどが真の実効性ある避難計画と考えますが、国は、各自治体、地域の状況をどのように考えているのか、道の認識を伺います。

○平野原子力安全対策課長 国の支援などについてであります。国は、防災基本計画に基づき、自治体だけではなく、関係省庁なども一体となって地域の防災体制の充実強化を図る観点から、内閣府は、道やUPZ13町村、国の関係省庁で構成する泊地域原子力防災協議会を設置いたしまして、道とUPZ内13町村の防災計画や避難計画を一体化した緊急時対応を取りまとめており、取りまとめに当たっては、当初から国がきめ細かく関与し、地域が抱える課題を共に検討してきたほか、緊急時に必要となる防護設備や資機材等の整備に対する財政的支援を行っているところでございます。

また、内閣府は、泊地域原子力防災協議会の下に設置されている作業部会を毎年開催し、道や関係町村との情報共有や意見交換などを行い、地域の状況把握に努めていると認識しております。

○清水敬弘委員 複合災害時の対応について、るる伺ってまいりましたが、有事の際におけるバスによる避難は、被曝リスクなどから、いまだ、運転手不足により必要台数を確保できるか、懸念が払拭されておられません。

大地震の自然災害と原発事故が同時に起こる複合災害について、どのように被害を最小限に抑えられると考えているのか。昨日のような、深夜で、かつ厳冬期の地震発生時には、大雪、吹雪が発生することも多く、避難経路の確保や外部からの支援到着も遅れる可能性も想定されているわけであり。輸送手段と併せ、実際の災害時の悪天候や厳冬期などにどのように混乱なく緊急対応を促すことができるのか、不安は残されたままであります。

さらに、PAZ、UPZの各自治体の調査をすると、道の改定に伴い、改正されているはずの複合災害に関する記載のない自治体がいまだにあり、災害時の避難方法、避難場所は十分に把握していない状況と認識しております。

他方、避難計画は作成、配付されているものの、説明もない状況で、外国人の出入りの多い町村では混乱が予想されます。こんな状況では避難計画の実効性が強く疑われますが、道の認識を

伺います。

○木葉淳副委員長 原子力安全対策担当局長平田健男さん。

○平田原子力安全対策担当局長 原子力防災対策の実効性についてであります。国では、道と関係町村の防災計画を一体化した「泊地域の緊急時対応」を取りまとめ、原子力防災会議において了承しており、強化した原子力防災体制等を踏まえ、本年7月に改定し、公表したところでございます。また、万が一、事故が起きた場合には、国は、関係法令に基づき、責任を持って対処することとしております。

防災対策は、こうした計画等の策定をもって完了するものではなく、災害時において住民の皆様への防護措置を確実に行うことができるよう、実践的な訓練を積み重ね、その結果を検証し、計画等に反映していくことに加え、継続的に住民の皆様への防災知識の普及啓発にも取り組んでいくとともに、住民避難に係るインフラの整備等も進めていくことも重要であります。

道といたしましては、道民の皆様へのさらなる安全、安心の確保に向け、今後とも、国や関係自治体、防災関係機関と緊密に連携協力し、訓練の充実や防災知識の普及啓発を行いながら防災計画等の実効性の向上に不断に取り組んでまいります。

○清水敬弘委員 局長、おっしゃるとおりですよ。原則、おっしゃるとおりなのです。では、続けて伺います。

泊原発が停止をして14年の月日が経過をいたしました。多くの住民は、原発の停止により、安全、安心を確かに享受しております。昨日も、緊急対応された御部はもとより、広範な道民各層が強く深く実感されたと認識しております。これは、ひとえに、原発事故や原子力防災避難を考える環境にはなかったことが要因であると私は考えています。

この厳然たる事実は、言い換えると、道民が被曝をしない大変貴重な安全対策期間であると考えますが、再度、道の認識を伺います。

○平田原子力安全対策担当局長 原子力防災対策についてであります。道及びUPZ内13町村においては、災害対策基本法などの関係法令や原子力災害対策指針等に基づき、原子力防災計画を策定し、原子力防災対策を講ずる責務を有しており、万が一の原子力災害時において住民の安全確保を図るため、避難先や避難経路等の確保、要配慮者への対応など、所要の防護措置を具体的に定めているところでございます。

泊発電所は現在稼働していないものの、使用済核燃料が現に貯蔵されていることから、防災計画に基づき、住民の方々の防護措置を円滑に行えるよう、様々な事態を想定した訓練の継続的な実施や必要な防災資機材の整備、住民広報に積極的に努めてきたところでありまして、その充実強化に不断に取り組んでいくことが重要であると認識してございます。

○清水敬弘委員 局長、私は局長の認識が間違っているとは一言も言っていません。そういう平時の考え方はすごく大事だと思っているのです。しかし、原発を再稼働するとなると様々なリスクがあるのではないかと繰り返し申し上げているのです。

住民の安全、安心に対して、防災計画、避難計画、加えて、実際の避難時の対応を日常から強

く意識せざるを得ないわけじゃないですか。今後、このようなことを強いていく不便さをどのように考えているのか、仮に原発を再稼働した場合、どのように考えているのか、道の認識を伺います。

○平田原子力安全対策担当局長 原子力防災対策についてであります。泊発電所は現在稼働しておりませんが、その稼働の有無にかかわらず、使用済核燃料が現に貯蔵されていることから、防災計画に基づき、住民の方々の防護措置を円滑に行えるよう、様々な事態を想定した訓練の継続的な実施や必要な防災資機材の整備、住民広報に積極的に努めてきたところでありまして、その充実強化に不断に取り組んでいくことが重要であると認識してございます。

○清水敬弘委員 関連でありますので、続けて伺ってまいります。

次に、泊原発3号機は、新規制基準に確かに適合したものの、再稼働には安全性が大前提であり、最優先ということではありますが、いまだに多くの懸念や課題などが横たわり、安全対策は、控え目に言っても、不十分であると言わざるを得ません。

そのため、規制委員会の審査とは、まだ入り口の、言わば第1段階をクリアしたにすぎないと考えますが、相違ないか、道の見解を伺います。

○稲富環境安全担当課長 原子力規制委員会による審査についてでございますが、泊発電所3号機については、規制委において、新規制基準に適合していると判断され、本年7月に設置変更許可がなされたところです。

また、今後、設計及び工事計画認可や保安規定変更認可の審査が継続すると承知しております。

以上でございます。

○清水敬弘委員 残された審査は残り二つということであります。続けて伺います。

国の新規制基準の適合を受け、道議会のこれまでのエネルギー政策の議会議論をさらに深掘り、深化させると同時に、道政上の最重要課題であり、賛否が分かれる大きな課題に対して、道民の皆さんに議論経過をお伝えする確認の場として、エネ特、総務両委員会の合同となります。連合審査会が設置されたものと私は認識しております。

先月中旬に伊方原発の随時調査、参考人招致の集中審議を経て、先月26日からは本定例会でいよいよ泊原発再稼働の是非を問う本格論戦を知事本人と行う予定でありました。そんな知事が、集中審議から1週間もたたないうちに急転直下の容認表明であります。

このようなやり方では、議会軽視も甚だしいが、もっと大切な道民の命、暮らし、健康、そして環境が脅かされる可能性がある原発再稼働の安全性の論議は深まってなどいないと考えますが、昨晚も緊急対応に奔走した、道庁総務部危機対策局で極めて大切なセクションを担う原子力安全対策課の認識を伺います。

○木葉淳副委員長 総務部危機管理監高山圭一さん。

○高山総務部危機管理監 泊発電所の再稼働についてでございますが、道では、泊発電所3号機が福島第一原発事故の教訓を踏まえた新規制基準に適合していると認められたこの夏以降、説明会

【第1分科会 12月9日 第4号】

の場などを通じ、道民の皆様から賛否だけにとどまらない多様な御質問や御意見等を伺ったところでございます。

また、地元4町村の議会が早期再稼働を求める意見書等を採択するとともに、4町村長が再稼働への理解を表明されたこと、さらには、北電から再稼働後の電気料金の値下げ見通しが公表されるなど、泊発電所3号機を取り巻く様々な状況が動いてきた中、知事から、泊発電所3号機が福島第一原発事故の教訓を踏まえた新規制基準に適合していると認められたことや、国が道とUPZ内13町村の防災計画や避難計画を一体化した「泊地域の緊急時対応」を取りまとめ、原子力防災会議で了承していること、加えて、再稼働により電気料金の引下げが見込まれるとともに、電力需要の増加が想定される中、安定した電力供給が確実なものとなること、さらには、脱炭素電源の確保により今後の道内経済の成長や温室効果ガス削減につながることなどから、原発の活用は当面取り得る現実的な選択と考え、これを示した上で、道民の代表である道議会の皆様と今定例会において御議論させていただきたいとの考えを答弁したものと受け止めているところでございます。

○清水敬弘委員 管理監、お疲れのところ、ありがとうございます。

次に、知事は、これまでの他県の事例、先行県の事例を参考にと繰り返し述べてきましたが、これまで知事が原発の安全性について先行県の事例を参考にしたものはあるのか伺うとともに、原発再稼働には安全性が大前提である本道の安全対策を原子力規制委員会の審査任せにせず、独自に実施すべきであると考えますが、併せて道の認識を伺います。

○稲富環境安全担当課長 泊発電所の安全対策についてでございますが、道では、これまで、他県の取組事例も参考にしながら安全確認協定や防災訓練、資機材の整備などの取組を進めてきたところです。

原発の安全性向上のためには、原子力規制委員会において、国内外における最新の知見を収集するとともに、関係機関や専門家等の意見を聞きながら幅広い議論を行い、新規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原子力規制のより一層の充実強化に不断に取り組むことが重要と考えており、こうした考えについては、都道府県共通の認識として全国知事会を通じて国に求めているところです。

また、審査確認の結果については、独立性及び透明性の高い組織として設置された規制委自らが責任を持って説明を行うべきものと考えております。

以上でございます。

○清水敬弘委員 繰り返し伺いますが、我々は、一体何のために連合審査会を設置し、このタイトなスケジュールで皆さんと随時調査や集中審議を実施したのでしょうか。知事は、先行県の事例は参考にはするが、聞きおくだけで反映などしないとでも考えているのでしょうか。

原子力安全対策の見地から、再度、御課の認識を伺います。

○稲富環境安全担当課長 泊発電所の安全対策についてでございますが、原発の安全性向上のためには、規制委において最新の知見を収集するとともに、関係機関や専門家等の意見を聞きなが

ら新規制基準を絶えず見直していくなど、原子力規制のより一層の充実強化に不断に取り組むことが重要と考えており、こうした考えについては、全国知事会を通じて国に求めているところです。

また、審査、確認の結果については、規制委自らが責任を持って説明を行うべきものと考えております。

以上でございます。

○清水敬弘委員 次に伺います。

我が会派先輩議員が連合審査会でたどりましたが、本年8月の国からの理解要請の際に、知事からは、避難道路や防護施設の整備など、極めて重要なやり取りをエネ庁長官に求めたものと認識しております。

その後、それら一連のやり取りにおける国との確認書のような形で文書化されたのかを、まず伺います。

○稲富環境安全担当課長 国への要望についてでございますが、本年8月の理解要請の際、知事から資源エネルギー庁長官に対して、規制責任を担う国において審査・監視体制の拡充や強化を図るとともに、審査結果については、原子力規制委員会自らの丁寧な説明など幅広い理解の促進に努めること、設計及び工事計画認可や保安規定変更認可の審査について引き続き厳格に行うこと、原子力災害対策指針を継続的に改定していくとともに、避難道路や放射線防護施設の整備など、関係自治体の実情に応じて国が責任を持って支援を行うこと、事業所外運搬の安全性について、地元の皆様の安全、安心のため、国で確認することなどを求め、資源エネルギー庁長官から、しっかり対応を進めてまいりたいと回答があったところです。

なお、この要請は公開の場で行っており、その様子は道のホームページに面談記録とともに公表しております。

以上でございます。

○清水敬弘委員 確認書のような形ではなく、面談記録のような書面とのことであります。

しかし、連合審査会の中で、局長からも御案内のとおり、審査・監視体制の拡充強化、設計及び工事計画の認可、保安規定の変更認可における厳正な審査の継続、原子力災害対策指針の継続的な改定に加え、原発事故時の避難道路及び放射線防護施設の整備などを含め、関係自治体の実情に応じて国の責任において支援を求めているわけであり、知事は求めていますよね。極めて重要なやり取りばかりであります。

これら知事の求めに対し、エネ庁長官からは、しっかり対応を進めてまいりたいとの回答があったのならば、国との確認書としてまとめ、広範な道民各層にも公開することも、道民不安を払拭する一助と考えますが、口頭でのお願いベースで終わらせていることに対して、再度、道の認識を伺います。

○稲富環境安全担当課長 国への要望についてでございますが、本年8月の理解要請の際、知事から資源エネルギー庁長官に対して、審査・監視体制の拡充や強化を図るとともに、審査結果の

【第1分科会 12月9日 第4号】

丁寧な説明など理解促進に努めること、設計及び工事計画認可等の審査について引き続き厳格に行うこと、原子力災害対策指針を継続的に改定していくとともに、避難道路や放射線防護施設の整備など国が責任を持って支援を行うこと、事業所外運搬の安全性について国で確認することなどを求め、資源エネルギー庁長官から、しっかり対応を進めてまいりたいと回答があったところです。

また、この要請は公開の場で行っており、その様子は道のホームページに面談記録とともに公表しております。

以上でございます。

○清水敬弘委員 各部審査であります。御部としての答弁能力の限界があることは、業務上、一定の理解はしています。しかし、本件は賛否が分かれる大きな課題であり、道政上の最重要課題であります。原発事故時の避難道路や放射線防護施設の整備に加え、知事は、核燃料の事業所外運搬における安全性も、地元の皆様の安全、安心のために国に確認することまで求めているわけです。求めていますよね。

広域自治体の本道として、国とのやり取りを確認書としてまとめ、公開し、道民にも分かりやすく説明をすべきと考えますが、もう一度、道の認識を伺います。

また、避難道路や放射線防護施設などは、北電が再稼働を目指すとする2027年のできるだけ早いうちに漏れなく完備できるのか、併せて道の認識を伺います。

○平田原子力安全対策担当局長 国への要望などについてであります。本年8月の理解要請の際、知事から資源エネルギー庁長官に対して、審査・監視体制の拡充や強化を図ること、避難道路や放射線防護施設の整備など国が責任を持って支援を行うこと、事業所外運搬の安全性について国で確認することなどを求め、しっかり対応を進めてまいりたいとの回答があったところでございます。

また、この要請は公開の場で行っておりまして、その様子は、道のホームページに面談記録とともに公表しております。

あわせて、避難経路等の整備については、国が「泊地域の緊急時対応」を取りまとめ、原子力防災会議で了承するとともに、本年7月には、避難経路の最適化や放射線防護対策施設の充実化など、強化した原子力防災体制等を踏まえ、改定し、公表したところでございます。

道といたしましては、原子力防災対策に終わりはないとの認識の下、今後とも、地域の実情の把握を丁寧に行うなど、関係自治体と緊密に連携し、国に対して必要な予算の確保を求めながら、住民避難に係るインフラ整備等に取り組んでまいります。

○清水敬弘委員 私は、安全対策の認識は局長と共通するものが多々あると思っています。だからこそ、その安全対策に対する様々なものを道民に分かりやすく公開する手法が必要だと申し上げているのです。

そして、国に対して、絶対にこれをやっていただきたいという知事の強い思いが全く見受けられません。次に、伺ってまいりたいと思います。

泊原発の燃料輸送などに係る港湾設備におきまして、先ほども伺いましたが、荷揚げ中に大規模地震が発生した場合など、栈橋及び港湾設備の倒壊や破損などを回避するために、技術的にはどのような対策を講じるのか、伺います。

また、関係法令における耐震などの基準があるのか、何を以て耐震強度などを判断するのか、核燃料の事業所外運搬における港湾の安全性について、併せて道の認識を伺います。

○**稲富環境安全担当課長** 荷揚げ場の安全性についてでございますが、北電からは、新設予定の荷揚げ場については、港則法に定められる港には該当しないものの、その整備に当たっては、公有水面埋立法や港湾法など関係法令に基づく手続が必要になると聞いております。

本施設は、港湾法における係留施設として技術基準の適合性を確認する対象施設に該当することから、自重や土圧、地震、船舶の接岸等による損傷等があっても機能を損なわず、継続して使用することに影響を及ぼさない性能規定を満たすことが求められており、国土交通大臣の登録を受けた者に適合確認を受けなければならないとされております。

なお、燃料等の輸送に当たっては、関係法令に基づき、事業者が適切に対応するとともに、関係省庁全体でその安全性を確認するものと承知しております。

以上でございます。

○**清水敬弘委員** 今ほど御案内のとおり、北電では、新設予定の荷揚げ場の港湾設備は、いまだ基本設計の段階であります。地質調査も、今後、行っていくわけであります。

詳細設計に当たり、こちらも安全性が大前提であるとするならば、荷揚げ中の地震想定も不可欠であることは言うまでもありません。そのため、港湾の安全性に対して、耐震基準や耐震強度が明確にならないと地域住民の不安がなくなるものと考えますが、技術的対策及び核燃料の事業所外運搬における詳細設計はいつ示されるのか、再度、道の認識を伺います。

○**稲富環境安全担当課長** 荷揚げ場の詳細設計についてでございますが、北電では、今後、必要な調査、設計を踏まえて、荷揚げ場の位置、構造、輸送経路等の詳細を検討することとしており、現時点で具体的な時期については未定と聞いております。

以上でございます。

○**清水敬弘委員** 現段階で未定であります。しかし、今ほど御案内のとおり、港湾の技術基準あるいは道路構造令における設計を実施することとあります。その整備に当たり、公有水面埋立法に基づく埋立免許願並びに港湾法における係留施設に該当するため、国交大臣の登録を受けた者の適合確認を受けるわけであります。

何度も何度も申し上げますが、課題提起しているのは、核燃料という極めて大重量かつ危険物を事業所外に運搬するということとあります。そのため、事業実施主体である北電が、地質調査や耐震基準、強度を含む詳細設計の時期を示すと同時に、地域住民の皆様に対し、丁寧に進捗状況の説明を行わない限り、住民不安など払拭しないと考えますが、もう一度、道の認識を伺います。

○**平田原子力安全対策担当局長** 住民の皆様への説明についてでございますが、北電においては、

【第1分科会 12月9日 第4号】

事業所外運搬の概要について本年6月に泊村で住民説明会を開催したほか、その説明会での主な質疑内容について同社のホームページでも公表しているところでございます。

さらに、後志管内の全市町村及び同社支社所在地における泊発電所の安全対策に関する説明会や道が主催した住民説明会においても、事業所外運搬の概要について説明が行われたところでございます。

北電では、海域、陸域の地質調査を行い、荷揚げ場等の詳細設計を進めた上で、改めて地域住民の皆様には説明するとしておりまして、道としてはしっかりと対応いただきたいと考えております。

○清水敬弘委員 局長、御案内のとおり、道としてはしっかりと対応していただきたいと求めるわけですから、引き続きの随時調査を強く求めていきたいと思っております。

最後になりますが、泊原発の総合的な安全対策などについて伺ってまいります。

過日の連合審査会でも明らかとなりましたが、原子力規制委員会も北電も、原発の安全対策における重大な事故リスクはゼロにはならないと明言しております。言い換えると、原発事故は起こり得るということを事前に認識しているということになります。

明日の知事総括を前に、メディア各社では既に、知事が原発再稼働に同意を表明する見通しなどと報道されておりますが、知事は、原発の重大な事故リスクを道民に負わせる、つまりは、泊原発を再稼働するためには道民の犠牲がやむを得ないということであると受け止めますが、広域自治体である本道のトップリーダーとして、知事には、容認のみならず、同意表明の場合にも極めて大きな責任があるわけでありまして、最終的な判断などと極めて一方的な決断を急ぐ知事の本音をお聞かせください。

今日の今日まで、原発における安全対策、避難対策等は不十分、かつ確立などされておられません。道民の命、暮らし、健康、そして環境を守るために、この分野で必死に必死に奔走してきた御課として、知事から、今日の今日まで何と聞き及んでいるのか、伺います。

○高山総務部危機管理監 泊発電所の安全対策についてであります。泊発電所3号機については、原子力規制委員会において、新規制基準に適合していると判断され、本年7月に設置変更許可がなされたところです。

原発の安全性の確保については、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で行われており、規制委員会には、今後新たに得られる知見についても、いわゆるバックフィット制度により継続的な安全向上を図っていただくとともに、北海道電力においては、様々なリスクを想定し、常に規制以上の安全レベルの達成を目指すなど、保安体制の充実に向け、不断に取り組んでいただくことが重要と考えます。

また、原子力防災対策については、国において道と関係町村の防災計画等を一体化した「泊地域の緊急時対応」を取りまとめ、原子力防災会議で了承しているところであり、本年7月には、道地域防災計画等の修正を踏まえ、改定し、公表したところです。

国は、万が一、事故が起きた場合には、関係法令に基づき責任を持って対処するとしていま

す。

道としては、原子力防災対策に終わりはないとの認識の下、継続的に計画等を改善していくことや、住民の皆様への防災知識の普及啓発にも取り組みながら、住民の皆様の安全、安心の確保に取り組んでまいる考えです。

○清水敬弘委員 管理監、ごめんなさい。私、真剣になると、どうしてもちょっと早口で話してしまうものですから、ちょっとうまくお伝えができていなかったでしょうか。

もう一度伺います。

私は、原発の安全対策に対して、原子力防災に対して、誰よりもこの分野で汗をかいてきた原安課が、明日にも泊原発の再稼働に同意を表明する見通しとまで報じられている知事から、今日の今日まで何を聞き及んでいるのかと伺いました。この部分に特化して、再度、知事の認識を、そして、道の認識を伺います。

また、原発の安全対策に終わりはないとするならば、知事の最終的な判断もこんなところで終わらせてはいけなそうと考えますが、道民の犠牲はやむを得ない再稼働であると考えているのか、併せて道の認識を伺います。

○高山総務部危機管理監 泊発電所の安全対策についてであります。泊発電所3号機については、規制委において設置変更許可がなされたところです。

原発の安全性の確保については、規制委において継続的な安全向上を図っていただくとともに、北電には、保安体制の充実に向け、不断に取り組んでいただくことが重要と考えます。

また、原子力防災対策については、国において「泊地域の緊急時対応」を取りまとめ、原子力防災会議で了承され、万が一、事故が起きた場合には、国は責任を持って対処するとしております。

道としては、原子力防災対策に終わりはないとの認識の下、継続的に計画等を改善するなど、住民の皆様の安全、安心の確保に取り組んでまいる考えです。

○清水敬弘委員 明確な答弁はいただけませんでしたので、切り口を変えて、もう一度伺います。

新潟県知事が原子力規制委の審査に合格してから容認するまで、8年近くの月日を要しました。本道は、僅か4か月であります。これまで先輩たちと道議会で積み重ねてきた議会議論とは一体何だったのでしょうか。再稼働議会とまでやゆされ開会した本定例会であります。議会軽視、道民軽視も甚だしい。冗談じゃないと思っていますよ。管理監、冗談じゃないと思っていますよ。

本道のトップリーダー、鈴木直道知事からは、昨晚の強い地震を受け、明け方まで緊急対応を行っても、本件の見解は、知事から何のメッセージもないため、明日の知事総括では、原発再稼働の同意表明は、現段階では具体のことは何も伺っていないということによろしいのか、もう一度伺います。

また、原発の安全対策に終わりはないとする御課において、究極の安全対策とは、原発を再稼

働させない、しないということに尽きると考えますが、併せて危機管理監に伺います。

○高山総務部危機管理監 泊発電所の再稼働についてであります。今定例会の一般質問において、泊発電所3号機の再稼働に関し、知事は、今定例会での御議論を踏まえ、最終的に判断してまいりたいとの考えを示したところでございますが、最終的な判断について、現時点、承知しておりません。

なお、泊発電所3号機については、規制委において設置変更許可がなされたところです。原発の安全性の確保については、規制委において継続的な安全向上を図っていただくとともに、北電には、保安体制の充実に向け、不断に取り組んでいただくことが重要と考えます。

また、原子力防災対策については、国において、「泊地域の緊急時対応」を取りまとめ、原子力防災会議で了承され、万が一、事故が起きた場合には、国は責任を持って対処するとしております。

道としては、原子力防災対策に終わりはないとの認識の下、継続的に計画等を改善するなど、住民の皆様の安全、安心の確保に取り組んでまいる考えです。

○清水敬弘委員 管理監、お疲れのところ、ありがとうございます。

現段階では伺っていないということでもあります。しかし、本件は、賛否が分かれる大きな課題であり、道政上の最重要課題であります。当然ながら、知事の最終的な判断には極めて重い責任が伴います。その覚悟を、直接、知事に伺いたく存じます。委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

最後になりますが、原発の安全対策には終わりはなく、再稼働には安全性が大前提であり、最優先であります。安全対策、議会議論がまだまだ不十分なまま、道民の様々な不安の声に真摯に耳を傾けることもせず、明日の総括質疑での知事の同意表明など、極めて不誠実であり、拙速な判断であることを強く強く申し上げて、私の質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

○木葉淳副委員長 清水(敬)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

佐々木大介さん。

○佐々木大介委員 それでは、自民党・道民会議の佐々木でございます。

私からは、この北海道の未来のために、その礎を築いていただく道庁職員の皆様の人事施策、そして、厳しい道の財政状況に関わる行財政運営について、以下、伺ってまいります。

初めに、道の人事施策のうち、本定例会に提案をされている北海道職員等の旅費に関する条例の改正条例案について伺ってまいります。

職員の旅費制度については、物価高騰に伴うホテル価格の上昇などによる出張等への影響に係る対応が課題となっているところであります。こうした中、第3回定例会の予算特別委員会における我が会派同僚議員からの質問に対し、道からは、職員の出張や赴任における実態を把握するとともに、国における制度の運用状況なども参考にしていく旨の答弁があったところです。

本定例会に提案された改正条例案について、主な改定点とその趣旨について、初めに伺います。

○木葉淳副委員長 給与サービス担当課長山本裕之さん。

○山本給与サービス担当課長 職員の旅費制度についてであります。道では、国における旅費制度の見直しを契機といたしまして、職員の出張や赴任の実態を把握するとともに、国の制度の運用状況や他府県の動向なども参考にしながら制度の見直しを検討してまいりました。

今定例会に提案いたしました条例案では、出張時の宿泊費について、定額支給方式から地域の実勢価格に応じた上限付実費支給方式に変更するとともに、旅行雑費や宿泊雑費、外国旅行における日当を廃止し、宿泊を伴う出張に必要な諸雑費として宿泊手当を新設するほか、自宅から出発する出張に係る旅費の支給を可能とするなど、制度全般にわたる見直しを行っているところでございます。

こうした旅費制度の見直しを通じまして、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、効率的かつ適正な旅費の執行を図ろうとするものでございます。

○佐々木大介委員 それぞれ条例の改定の中身については理解をしたところでありますけれども、今回の条例改正に伴い、今後、宿泊料の実費支給の上限などに係る規定の整備、また、職員の皆さんがこの変更により戸惑うことがないように、運用ルールの理解などが必要というふうに考えるところでございます。

今後、適切な制度運用に向けて、どのように取り組んでいくのかも併せて伺います。

○木葉淳副委員長 人事局長古田生介さん。

○古田人事局長 旅費制度の見直しについてでございますが、広域で多くの出先機関等を有する本道において、職員の出張等に係る旅費を適切に支給することは、公務の円滑な遂行を図る上で重要と認識しております。

このため、道では、条例案の可決後、速やかに宿泊費の基準額や旅費の算定方法等について規則で定めるほか、旅費制度の運用マニュアルを見直し、本庁や振興局で開催する説明会において職員への周知を丁寧に行うなど、事務負担の軽減や制度の適正な運用に努めながら職員が働きやすい環境整備に取り組んでまいります。

○佐々木大介委員 それぞれ、旅費規程の変更については理解をいたしました。

次に、北海道職員人材マネジメントビジョンの推進について伺ってまいります。

近年、国、自治体を問わず、公務員の志望者が減少傾向にある中、1人でも多くの方々に道庁での勤務を志してもらうためには、道庁での勤務を通じて将来の自己成長の機会が確保されていることが一つ重要なポイントであるというふうに思いますし、そのためには中長期的な視野に立った戦略的な人材マネジメントが不可欠であるというふうに考えます。

道では、本年3月に北海道職員人材マネジメントビジョンを策定し、様々な取組を進めているというふうに承知をしていますが、来年度の人事異動などに向けた取組状況について、以下、伺っていきいたいというふうに思います。

【第1分科会 12月9日 第4号】

初めに、行政分野選択制度についてであります。

人材マネジメントビジョンでは、職員一人一人が得意分野を身につけ、特定の行政分野における専門性を向上させることを重視した人材育成を進めるというふうにしています。

道では、従前から行政分野選択制度を導入し、専門性を重視した人材育成を進めてきていますが、これまでの取組の課題を踏まえ、今後どのように対応していくのか、伺います。

○木葉淳副委員長 人事課長片岡英善さん。

○片岡人事課長 行政分野選択制度についてであります。道では、高い専門性を持つ職員を早期に育成するため、職員自らが希望する行政分野にチャレンジできる行政分野選択制度を平成27年度から導入しており、今年度実施した職員ワークショップにおきまして、年齢制限があると社会人経験者の多くが申告できない、行政分野確定後の変更が認められないため申告をちゅうちょしてしまう、人事施策の申告などにキャリアシートが活用できるようにしてほしいといった声があったところでございます。

このため、来年度の定期人事異動に向けて、対象職員の年齢制限や希望する行政分野への申告回数制限を撤廃する、行政分野の変更を認める、キャリアシートを活用して申告手続を簡素化するなど、職員が利用しやすい制度となるよう見直しを行ったところでございます。

○佐々木大介委員 次に、ジョブローテーションについて伺います。

人材マネジメントビジョンでは、ジョブローテーションを通じて職員の基盤づくりを行うこととしています。専門性の高い人材の育成は、社会経済システムの高度化、複雑化が進む中では不可避であるというふうに考えますが、若手職員が選択した行政分野でミスマッチを起し、離職などにつながることはないよう、能力育成期には多様な行政分野を経験することも必要であるというふうに考えます。

専門人材を育成していく過程で、ジョブローテーションをどのように運用していくのか、伺います。

○片岡人事課長 若手職員の人事配置の考え方についてであります。道では、北海道職員人材マネジメントビジョンの策定に当たり、人材育成や確保に関し、学識経験者や先進的な取組を行っている民間企業の方々の御意見を把握するため、有識者懇談会を開催したところでございます。

この懇談会における議論の中で、若手職員のジョブローテーションを明確にし、今の人事配置が将来進みたい道に役立っていることを理解してもらうことが重要などといった御意見があり、ジョブローテーションを通じた職員の基盤づくりを推進することとしております。

そのため、来年度の定期人事異動におきましては、採用後10年間はジョブローテーション期間として自身の視野を広げ、適性を見つけてもらえるよう、道民に身近な業務をはじめ、複数の行政分野を経験できる計画的な人事配置を行ってまいります。

○佐々木大介委員 次に、幹部人材の育成について伺います。

最近では、管理職を望まない職員も増えているという声も聞いているところでもありますけれど

も、道庁の組織力を高めていくためには、職員一人一人の能力の底上げに加えて、やっぱり、将来の道庁組織の中核を担う幹部職員の育成も不可欠というふうに考えます。

幹部職員に求められる能力は、リーダーシップや戦略的思考、課題発見能力、コミュニケーション能力など多岐にわたりますが、こうした能力は短期間で習得できるものではなく、戦略的に幹部候補を選抜し、計画的に育成していくことも重要というふうに考えます。

人材マネジメントビジョンでは、次世代リーダー育成プログラムの導入を掲げておりますが、これは、具体的にどのように取り組もうとしているのか、伺います。

○片岡人事課長 幹部職員の育成についてであります。道では、平成29年に幹部人材育成プログラムを導入し、将来の幹部候補として期待される職員に対して、政策立案力を高める研修の受講や、省庁、企業等への派遣など、若手時代から多様な経験を積ませるなどの人材育成に取り組んできたところでございます。

この制度を運用する中で、選定される職員の経験や能力に差が見られた、登録時と比べて意欲や人事評価が低下している職員が見受けられたといった課題がありましたことから、新たに次世代リーダー育成プログラムを導入し、これまで以上に職員の意欲と人事評価の内容を重視して選定する、プログラムに登録した職員の解除要件を設定するといった見直しを行ったところであり、今後とも優秀な人材の効果的な育成に取り組んでまいります。

○佐々木大介委員 次に、庁内F A制度の導入について伺います。

若年層を中心とした働き方に対する価値観が多様化する中、人事異動に当たっても、職員がチャレンジ精神を持ち、主体的にキャリア形成ができる環境を整える必要があるというふうに考えますが、人材マネジメントビジョンでは、庁内F A制度という、職員自身の能力やスキル、経験を踏まえ、挑戦してみたい分野の部局に自ら売り込むことのできる制度の導入を掲げられています。

庁内F A制度の狙いと具体的な内容について伺います。

○片岡人事課長 庁内F A制度についてであります。人材マネジメントビジョンでは、前向きに挑戦する職員の意欲を受け止め、後押しする取組として、これまでの庁内公募を拡大し、新たに庁内F A制度を実施することとしており、若手職員が自らの能力やスキル、経験を、挑戦してみたい行政分野や業務を担当する所属にアピールし、その所属による面接等の選考に合格した場合に、希望する行政分野等に人事異動できる仕組みを導入したところでございます。

○佐々木大介委員 次に、ジョブ・リターン制度の推進について伺います。

過去に道で勤務した方を、再度、職員として採用するジョブ・リターン制度について、本年第2回定例会予算特別委員会における我が会派同僚議員からの質問に対して、ホームページやSNSによる周知や同僚の道職員のつながりを介した働きかけなどにより、令和3年度からこれまでに29名を採用している旨の答弁があったところでもあります。

そこで、来年度の採用に向けたジョブ・リターン制度の応募状況について、まずは伺います。

○片岡人事課長 ジョブ・リターン制度の応募状況についてであります。道では、過去に知事

【第1分科会 12月9日 第4号】

部局の職員として勤務をし、子育てなどやむを得ない事情により退職した方などが復帰できるジョブ・リターン制度を令和3年度から導入し、本年4月までに29名を採用しております。

来年度の採用に向けて、今年度から一般行政職につきましても通年での募集を開始したこともあり、本年11月末の時点で制度導入以降最多となる26名の元道職員の方々から応募があったところでございます。

○佐々木大介委員 今年度は、現在のところ、来年度に向けて26名の応募があるということであり、

このジョブ・リターン制度は、民間企業など他の団体でも導入が進んでいるところでもありまして、私が所属する会社でも、制度名はありませんけれども、出戻りでの職員を歓迎して受け入れている実績があるところでもありまして、やはり、もう一度組織に戻ってもらうということは、かつての組織文化になじみやすいといった点や、他の組織での経験を生かして即戦力人材として確保できるといったメリットがあるというふうに考えます。

こういった有効な取組として、ジョブ・リターン制度を積極的に活用すべきというふうに考えますが、効果的に受験者を確保していくために、退職者への継続的な情報発信やPRも必要であるというふうに考えます。

今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○古田人事局長 ジョブ・リターン制度による人材確保についてであります、ジョブ・リターン制度は、元道職員としての知識や経験を有し、道の組織風土を理解する有為な人材を採用できるとともに、不足している中堅層職員の確保にもつながる点で有効な制度と認識しております。

道では、より効果的な制度の運用を図るため、道に復職した職員に対してアンケート調査を実施したところでございますが、職員からは、元同僚や上司からの呼びかけにより復職を決断したですとか、一度離れることで物事を俯瞰して見ることができるようになった、また、福利厚生、子育て支援や休暇制度が充実しているですとか、テレワークの活用など働きやすい職場環境になっているといった声が寄せられたところでございます。

道といたしましては、寄せられた御意見を踏まえ、元の同僚である道職員のつながりを介した働きかけの強化を図るとともに、採用ポータルサイトやSNSを活用して復職した職員の声を積極的に発信するなどして、即戦力となる人材を1人でも多く確保できるよう取り組んでまいります。

○佐々木大介委員 ここまで、人材マネジメントビジョンに基づく今後の具体的な人事施策について伺ってまいりましたが、職員は道政サービスを支える基盤であり、貴重な財産だというふうに考えます。

社会情勢の変化に柔軟に対応し、職員の価値観の多様化に寄り添いながら、自己成長意欲を喚起するような魅力的な人事施策を展開し、職員の離職防止や人材確保につなげていくことが必要であるというふうに考えますが、最後に、今後の取組について所見を伺います。

○木葉淳副委員長 総務部職員監飯田滋さん。

○飯田総務部職員監 今後の取組についてであります。生産年齢人口の減少や働き手側の価値観の多様化など社会経済情勢が変化中、職員の人材育成確保の重要性は一層高まっており、職員の理解と共感を得ながら北海道職員人材マネジメントビジョンに基づく各種人事施策を推進していくことが重要と考えております。

このため、来年度の定期人事異動に向けては、新たな行政分野選択制度や次世代リーダー育成プログラム、庁内F A制度などの効果的な運用のほか、ジョブ・リターン制度の積極的な活用を図るなど、人事施策を効果的に推進し、職員一人一人が、やりがいや成長実感を得られ、高い意欲を持ち、能力を最大限発揮できる職場環境づくりに不断に取り組んでまいります。

以上でございます。

○佐々木大介委員 それでは、次に、行政運営について伺ってまいります。

さきの決算特別委員会における我が会派同僚議員からの来年度以降の行財政運営に係る質問に対し、知事からは、将来を見据えた必要な投資を進めていくという視点に立ちながら、そのために必要となる財政健全化に不断に取り組むとともに、道政を支える職員の確保や育成を図りつつ、職員一人一人が最大限能力を発揮できる環境を整えるなどし、道全体の組織力向上につなげるといった考えを答弁いただいたところであります。

こうした考えに基づき、道は、このたび、今後の行財政運営についての方向性を示されたところでありますが、その中で、行政運営については、業務の柔軟なアップデート、職員サポートの充実、道政を支える人材や資産の効果的なマネジメントという三つの柱立ての下、取組を推進することとしております。この点について、以下、伺っていきいたいというふうに思います。

まず、業務の柔軟なアップデートについてであります。

この中の主な取組項目の一つに、A I・D Xを活用した業務効率化が示されておりますが、現行の行財政運営の基本方針においても、スマート道庁の取組を通じてI C Tも活用した業務改革などを推進してきたというふうに承知をしております。

このたび示された方向性では、行政運営に当たって、スマート道庁の深化、浸透を図り、道政を支える職員の仕事へのやりがいを高めながら能力を発揮できる環境を整備するというふうに記載されておりますが、具体的にどのように進めていくのか、伺います。

○木葉淳副委員長 業務支援担当課長佐々木幹基さん。

○佐々木業務支援担当課長 業務の効率化に向けた取組についてであります。道では、これまで、スマート道庁の取組を通じ、公用スマホを活用したテレワーク環境の整備や、定型的なデータ処理を自動化するR P Aの導入など、業務改革や働き方改革を推進してまいりました。

デジタル技術が急速に進展する中においては、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するためにも、そうした技術を積極的に取り入れながら、さらに業務の効率化を進めていくことが重要でございます。

このため、生成A Iをより積極的に活用し、日常的な業務ツールとしての使用を促していくほか、I C Tツールも用いて業務プロセスの見直しを行う、いわゆるB P Rの取組を庁内に展開す

るなど、これまで以上に職員が業務に集中し、能力を発揮できる職場環境づくりを進めてまいります。

○佐々木大介委員 ただいま答弁をいただきましたが、これから人口減少が進む中で、引き続き、限られた人員で多様化、複雑化する行政ニーズに応えていかなければならないというふうに考えるところでもあります。そのためにも、業務効率化に不断に取り組む必要があります。

御答弁にもありましたが、デジタル技術は急速に進展しており、私も、こういった議会質問に係る基礎資料や会議、研修会の記録などに生成AIを活用させていただいて、本当に作業効率が格段に上がっているというふう実感をしているところでもあります。こういった生成AIをはじめとする新たなデジタル技術を職員の皆さんにも積極的に活用いただき、効率的に業務を行える環境づくりを進めていただきたいというふうに思うところでもあります。

次の質問に移ります。

ただいまの質問の業務の柔軟なアップデートにおいては、社会経済情勢の変化に応じた制度等の見直しも取組項目となっているところでもあります。社会経済情勢が大きく変化する中、環境の変化に柔軟に対応していくことは大変重要なことというふうに考えますが、例えば、指定管理者制度については、昨年度も、物価高、賃金上昇に対応するため、制度の見直しを行ったと承知をしているところでもあります。

このような中、さきの第3回定例会では、半数以上の施設で欠員を抱え、また、高齢化も進んでおり、8割以上の団体が人材確保などを進めるために指定管理期間の長期化が必要であるというふうに考えているという状況であって、専門家の方々の意見なども参考にしながら、不断に制度の見直しに取り組むといった旨の答弁があったところでもあります。

道は、社会経済情勢の変化を踏まえ、指定管理者制度の見直しにどのように取り組んでいくのか、伺います。

○木葉淳副委員長 イノベーション推進局長大西章文さん。

○大西イノベーション推進局長 指定管理者制度についてでございますが、道では、社会経済情勢の変化を踏まえ、これまでも必要に応じて制度の見直しを行ってきたところですが、指定管理者が直面する人材確保といった課題にも機動的に対応していくことが必要と認識をしております。

このため、今般、専門家の方々から意見を伺うとともに、他県の事例を調査し、専門家の方々からは、指定期間の長期化など、人口減少を踏まえて先行した取組が必要といった意見や、人材不足の状況下においては業務効率化を前提で考えるべきなどの意見が寄せられました。また、他県においては、人材確保などの観点から、指定期間の長期化を図った事例も確認されたところがございます。

このような中、来年度は、多くの施設で指定管理者の公募が予定をされておりまして、道としては、こうした状況を踏まえ、施設の安定的な運営が図られるよう、指定期間の在り方や業務効率化を促す取組を含めた制度の見直しについて検討してまいります。

○佐々木大介委員 指定管理者制度の今後の考え方については承知をいたしました。

この指定管理者制度については、市町村の合併だとか、行政運営が大変厳しかったときに新たに導入をされて、おおむね20年程度が経過をするところでもあります。この間、制度の見直しもされてきているというふうに思いますけれども、従来は十分に人が集まっていた状況でありましたが、近年の人手不足というのは、どの業界においても大変深刻な問題であるというふうに考えておりますし、こういった指定管理施設を安定的に運営していくためには、今答弁にもあったようにして、指定期間の長期化も含めた制度の見直しも一案というふうに、これは同意をするところでもあります。この点については、専門家の意見なども踏まえながら、しっかりと検討していただきたいというふうに思うところでもあります。

次に、職員サポートの充実についてであります。

この中の主な取組項目の一つに、共通業務の集約化の推進が挙げられています。

道では、昨年度、約10万7000件の契約関係書類について一斉点検を実施し、本年3月の総務委員会では、契約は適切に執行されているものの、膨大な契約件数などにより職員の負担が大きくなっている点や、効率性などの面でさらなる改善の余地があるとの報告がなされたところであり、今後の対応の方向性として、契約事務の集約化などが示されたというふうに承知をしております。

一斉点検の結果を踏まえ、この間、どのように取り組んできたのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○佐々木業務支援担当課長 契約事務の集約化についてであります。昨年度実施しました契約事務の一斉点検の結果、職員の負担軽減などの必要性が確認されましたことから、道では、現在、委託契約や物品調達事務の集約化、全庁一括契約の導入に向けた検討を進めております。

委託契約事務に関しましては、集約化した場合の課題を検証するため、当課において複数の部局の事務を一括して試行実施するとともに、物品調達事務に関しては、外部の専門家の意見をお伺いし、物品調達手続の業務フロー等の見直しを行っております。

また、全庁一括契約の導入に関しては、まず、本庁地区の年間約1000台のレンタカーを対象に、11月から運用を開始したところでございます。

今後、関係部局と連携をいたしまして、規定やマニュアルの整備を図りながら、委託契約や物品調達事務の集約化の本格実施、全庁一括契約の対象事務の拡大に向けた検討を進めてまいります。

○佐々木大介委員 次に、職員サポートの充実におけるもう一つの取組として挙げられている、機動的な業務支援について伺います。

ただいま、契約事務について集約化を行い、職員の負担軽減等を図っていく旨の答弁があったところでもありますけれども、契約事務以外にも庁内横断的な定型業務が多数あり、こうした業務に係る各所属の負担に対しても業務支援が必要というふうに考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○佐々木業務支援担当課長 職員への業務支援についてであります。道では、契約事務の集約化の検討を進める中、各部の若手職員で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、所属ごとに契約している類似の支払い事務に関し、電気や電話料金といった集約可能な業務の洗い出しや集約に向けた手法や課題などの検討を行っております。

また、こうした支払い事務のほか、庁内横断的な業務などを対象にBPRを行う中で、調査取りまとめや台帳入力などデータ関連業務が多数あることが確認されましたことから、関係部局におきまして集約の可能性について検討を行っているところでございます。

道といたしましては、こうしたプロジェクトチームなどの検討状況を踏まえ、庁内横断的な定型業務についての集約化をより一層進めるなど、職員のさらなる負担軽減に向け、取り組んでまいります。

○佐々木大介委員 それぞれ集約化を進めていくことで、こういった定型業務は、集約化のみならず、ICTの活用、AIの活用によって、台帳入力だとか、そういった調査取りまとめについては、さらなる業務効率化も見込める科目ではないかというふうに思いますので、今後、そういった業務効率化に対しても期待をしていきたいというふうに思っております。

次に、道政を支える人材や資産の効果的なマネジメントについてであります。

さきの決算特別委員会で、我が会派の同僚議員が行財政運営基本方針の見直しについて質問をしたところ、知事から、道政を支える職員の確保や育成を図りつつ、職員一人一人が最大限能力を発揮できる環境を整えるなどし、道全体の組織力向上につなげてまいりますとの答弁がありました。

この御答弁のとおり、道では、スマート道庁の取組を通じて公用スマホを活用したテレワーク環境の整備など、職員の皆さんが能力を発揮できるような環境づくりを進めてきたと承知しております。今後のデジタル社会の進展を見据えると、その推進には、全職員がデジタル力を身につけ、積極的に活用していくことが重要というふうに考えます。

道では、こうした技術を活用できる、いわゆるデジタル人材の育成に今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○木葉淳副委員長 情報政策課長長田尚人さん。

○長田情報政策課長 デジタル人材の育成についてでございますが、道では、デジタル技術を用いた効率化や省力化など業務改善を図るため、デジタル人材育成計画に基づき、必要なスキルを備えた人材の育成に取り組んできたところでございます。

近年のAI技術をはじめとしたデジタル社会の飛躍的な進展に対応するには、そうした技術を活用し、業務上の課題を解決できるよう、職員がより実践的なスキルを身につけることが重要でございます。

このため、各所属のデジタル推進リーダーなどに対する研修に、業務改善の視点を加えた内容を取り入れるとともに、デジタル技術に関する多様な知識や経験を有する人材が組織横断的に連携できる仕組みを構築するなど、デジタル人材の育成と活用について一体的に取り組み、道庁全

体のデジタル力の向上を図ってまいります。

○佐々木大介委員 今お答えいただいたように、実践的なスキルを身につけたデジタル人材の育成は、今後の道全体の組織力の向上のためにも大変重要な取組だというふうに考えますし、それと併せて、やはり、職員がそのスキルを生かせるマネジメントや、そういった能力を発揮できるような環境整備を後押ししていくことも重要なことだというふうに考えます。

ぜひ、デジタル社会の飛躍的な進展に合わせ、人材の育成はもちろんのこと、情報システム基盤の環境の整備も、時代に遅れることなく、併せて進めていただきたいというふうに思うところです。

最後に、今後の取組について伺います。

これまで、今後の行財政運営についての方向性における行政運営の取組について伺ってまいりましたが、国では、成長戦略の策定が進められているほか、今般、閣議決定された総合経済対策においても、危機管理投資や成長投資を進めるといった方向性が示されている中、道においても、将来を見据え、必要な投資を行っていくという視点に立って今後の行財政運営を進めていくことが重要であり、そのためには、職員の皆さんが能力を発揮できる環境の整備など、一層推進していくことが必要であるというふうに考えます。

道は、このたび、今後の行財政運営の方向性を示されたところでありますけれども、こうした行政運営の取組について、今後、方針案に具体的に盛り込まれていくものと考えますが、策定にどのように取り組んでいくのか、最後に伺います。

○木葉淳副委員長 総務部イノベーション推進監天野紀幸さん。

○天野総務部イノベーション推進監 今後の取組についてでございますが、このたびの今後の行財政運営の方向性につきましては、現行方針における取組や課題を踏まえるとともに、若手職員や学識経験者の御意見も伺いながら検討を進め、将来を見据え、必要な投資を進めていくという視点に立ち、行財政基盤の強化を図るための基本的な考え方をお示したところでございます。

行政運営に当たりましては、スマート道庁の深化、浸透を図り、職員が能力を発揮できる環境を整備することを目指し、財政運営におきましては、限りある行財政資源を優先度の高い施策に効果的、効率的に配分しながら、財政健全化の取組を不断に推進することとしたところでございます。

道といたしましては、今後、議会議論はもとより、パブリックコメントや庁内意見などの結果も踏まえながら、方向性を具体化する内容を盛り込んだ方針案を今年度中に取りまとめ、道全体の組織力向上に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○佐々木大介委員 それでは、最後に、財政運営について伺います。

道は、このたび、今後5年間の行財政運営の方向性を示し、これまで設定してきた収支不足額の縮小と実質公債費比率の改善の二つの目標に加え、新たに財政調整基金残高の確保を目標に掲げ、財政健全化に取り組むこととしています。

【第1分科会 12月9日 第4号】

また、今定例会における我が会派の代表格質問に対し、知事は、本道の持続的発展と財政健全化の両立を図る観点から来年度の予算編成に取り組む旨の答弁がありました。そこで、以下、今後の財政運営について伺ってまいります。

初めに、収支不足額についてであります。

今回示された収支見通しでは、来年度以降もおおむね500億円を超える規模の収支不足が生じる見通しとなっています。現行方針期間である令和3年度から7年度はおおむね400億円を超える規模の収支不足額で推移したことを踏まえると、収支不足額は拡大傾向にあり、抜本的な対策が必要であるというふうに考えます。

道は、収支不足額の縮小に向けて今後どのように取り組むのか、初めに伺います。

○木葉淳副委員長 財政課長神長賢人さん。

○神長財政課長 収支不足額についてでございますが、道財政は、人件費の増加や金利上昇の影響などにより今後も多額の収支不足額が見込まれますことから、引き続き、その縮小に向けた取組を進める必要がございます。

このため、先般お示しをいたしました今後の行財政運営の方向性において、財政健全化に向けた目標として収支不足額の縮小を掲げたところでありまして、具体的には、推進期間中、毎年度の当初予算編成時における収支不足額につきまして、その前年度の当初予算と合わせて公表しました見込額を下回るよう縮小を図り、将来的にはその解消を目指すものでございます。

道といたしましては、推進期間中の目標の達成に向けて、既存事業の再構築やスクラップ・アンド・ビルドなどを通じた歳出の削減効率化や歳入の確保など、次期方針の方向性に沿った取組を計画的かつ着実に進めることによりまして収支不足額の縮小を図ってまいります。

○佐々木大介委員 ただいま答弁をいただきまして、収支不足の解消を目指すという答弁でありましたので、その着実な実行を注視していきたいというふうに思います。

次に、財政調整基金について伺います。

今回、新たに財政調整基金残高の確保を目標に加えておりますが、目標に掲げただけで終わらず、収支不足の解消と併せてしっかりと残高を確保する取組を進めていただくことが必要というふうに考えます。

道は、財政調整基金残高の確保に向けて、今後どのように取り組むのか、伺います。

○神長財政課長 財政調整基金についてでございますが、来年度以降も多額の収支不足額が生じる厳しい財政状況の中にあって、中長期的な視野に立ち、持続的な財政運営を行う上で基金残高の確保は極めて重要と認識しております。

このため、次期方針の方向性におきまして、財政健全化に向けた目標として、今回、新たに財政調整基金残高の確保を加えたものでありまして、具体的には、毎年度の当初予算編成時におきまして、収支対策を講じてもなお調整を要すると見込まれる額以上の前年度末残高の確保を図ることとし、将来的には500億円以上の残高確保を目指すものでございます。

道といたしましては、推進期間中の目標達成に向け、歳入歳出全体にわたる徹底した精査を行

うとともに、年間を通じた歳入確保や効率的な予算執行等により財源の捻出を図りまして、基金残高の確保に最大限取り組んでまいります。

○佐々木大介委員 次に、実質公債費比率について伺います。

道は、今回示した方向性において、減債基金の積立留保の段階的な解消に向けた取組として、当初予算における減債基金への積み戻し額について、これまでの30億円程度から50億円程度に増額することを予算編成過程で検討するとのこととあります。

比率が高止まりする大きな要因である減債基金の積立留保額は、これまでの取組により320億円を積み戻してきたということとありますけれども、依然として2200億円を超える巨額の積立留保額があり、引き続き、その解消に向け取り組む必要があるというふうに考えます。

道は、実質公債費比率の改善に向けて、今後どのように取り組むのか、伺います。

○木葉淳副委員長 財政局長藤原啓裕さん。

○藤原財政局長 実質公債費比率の改善についてでございますが、実質公債費比率は、近年の金利動向などから、引き続き高い水準で推移する厳しい見通しにございまして、今後も多額の収支不足額が見込まれる中であっても、比率の改善に向けた取組を強化することが必要と認識してございます。

このため、次期方針の方向性におきまして、来年度以降の当初予算における減債基金への計画的な積み戻し額をこれまでの30億円から50億円に増額することを検討いたしますとともに、金利が上昇傾向にあることなどを踏まえまして、道債償還費の負担軽減に資する減債基金の債券運用益のさらなる確保に取り組むこととしたところでございます。

道といたしましては、こうした取組に加え、年間を通じて生じる執行残等の財源を活用した減債基金へのさらなる積み戻しにも努めるなど、比率の改善に向けた取組を着実に進めてまいります。

○佐々木大介委員 先ほどは収支不足の解消について質問し、そして、今回は基金の積み増しについて質問しということで、双方相反する中でそれぞれ取り組まなければいけないというところとあります。大変難しい課題であるというふうに思いますけれども、ぜひとも、まずは不断の努力に努めていただきまして、目標達成に向け取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、推移の推計期間について伺います。

道では、これまで、収支見通しの前提条件に基づいてこの先10年間の比率を推計してきましたが、今回、その推計期間を5年延長して令和21年度までの推計値という形で公表しております。

そこで、今回、比率の推移を令和21年度までに推計することとした考え方について、まず伺います。

○神長財政課長 実質公債費比率の推計期間についてでございますが、道では、これまで、実質公債費比率の推計につきましては、今後の収支見通しを示す道財政の中期展望などを基に試算しまして、直近の算定値を起点に向こう10年間の公表してまいりました。

こうした中、令和6年度以降、現在の公表期間の最終年度であります16年度まで比率が上昇傾

【第1分科会 12月9日 第4号】

向にありますことを踏まえ、推計期間を21年度まで5年間延長しますとともに、比率の一層の改善を図る観点から、来年度以降の当初予算における減債基金への計画的な積み戻し額の増額など、新たな取組を盛り込んだ試算を行ったものでございます。

この結果、現在の推計条件の下では、17年度以降、道債償還費が減少傾向で推移するほか、減債基金への積み戻しなどの取組の効果も相まって、早期健全化基準の25%に到達することなく、18年度をピークとして緩やかに低下していく見通しとなったところでございます。

○佐々木大介委員 それぞれ承知いたしました。5年延ばしたことによってピークアウトが見えてくるということでそういった推計になったということ、その点は承知いたしました。

先ほど答弁にもありましたとおり、今回示された方向性について、道は、減債基金における計画的な運用益の確保に取り組むということで、今も答弁をいただいたところであります。この取組については、我が会派同僚議員がさきの決算特別委員会で言及した、いわゆる金利のある世界による財政負担の増加への対応策であり、債券運用による歳入確保策の一つであるというふうに認識をしているところです。

そこで、現在、道が取り組んでいる債券運用の考え方や減債基金におけるその運用状況について伺います。

○木葉淳副委員長 資金担当課長中村陽一さん。

○中村資金担当課長 基金における運用の考え方などについてでございますが、基金については、地方自治法の規定によりまして、基金の設置目的に応じ、確実かつ効率的に運用することとされており、また、地方財政法におきましては、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の証券の買入れなど、確実な方法によって運用することが定められております。

このようなことから、道では、平成14年に策定いたしました道の公金保護対策の基本方針に基づきまして、各種基金において中長期の計画的な運用が可能な場合は、元本償還と利息の支払いが確実な債券である国債、地方債、政府保証債、地方公共団体金融機構債により運用の拡大を図ってきたところです。

そのうち、減債基金につきましては、今年度末の残高見込み2794億円のうち1400億円を地方債と地方公共団体金融機構債で運用しておりまして、今年度の運用益は約8億円となる見込みでございます。

○佐々木大介委員 今お答えをいただきました減債基金における債券運用額は今年度1400億円、その運用益は8億円を見込んでいるということでありまして、こうした歳入確保の取組は、道債の償還などに支障のない範囲で一層進めていくべきというふうに考えます。

道は、減債基金における計画的な運用益の確保に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○藤原財政局長 減債基金における運用益の確保についてでございますが、近年、日銀による政策金利の引上げ等の影響により、地方債の発行金利が上昇傾向にございまして、減債基金で運用

している地方公共団体金融機構債の10年物運用利率も、本年4月の1.522%から、直近11月には1.820%まで上昇してございます。

また、減債基金については、満期一括償還方式により発行しています道債の償還に向けた積立てが今後も増加する見込みでありますほか、令和3年度から実施している基金への積み戻しについて、来年度以降は、当初予算における計画的積み戻し額を50億円に増額する方向で検討していますことから、基金残高の増加が見込まれているところでございます。

道といたしましては、こうした状況を踏まえ、運用益を計画的に確保する観点から、今後の金利動向などを注視いたしますとともに、道債償還などに支障のない範囲において債券運用規模の拡大を検討するなど、引き続き、道債償還費の負担軽減に取り組んでまいります。

○佐々木大介委員 それぞれ、今回の基本方針について伺ってまいりました。やはり、厳しい道財政の中でも、しっかりと歳出抑制だとか様々な効率化に取り組みながら、さらには、基金の積み上げも踏まえて、最近の金利動向も踏まえた運用益の確保だとか、一方で、これまでの地方債に係る利子負担も大きくなっていくということでもありますから、それは、それぞれバランスを取っていかなければいけないところでもありますけれども、しっかりと改善に向けて取り組んでいくということで、一応、確認をさせていただきました。

最後に、厳しい財政状況を踏まえ、今回示された財政健全化の取組を着実に実行し、重要な道政課題にもしっかりと対応していくことも必要だというふうに考えますが、道は、令和8年度予算編成をどのように進めていく考えなのか、伺います。

○木葉淳副委員長 総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉さん。

○坂本総務部長兼北方領土対策本部長 来年度の予算編成についてでございますが、先般お示しをしました今後の行財政運営の方向性を踏まえまして、選択と集中の視点から、未来への投資にも行財政資源を振り向けるとともに、社会経済情勢の変化に的確に対応しながら財政健全化に不断に取り組むこととしているところでございます。

このため、道といたしましては、持続可能な財政構造の確立に向けて、既存事業の再構築やスクラップ・アンド・ビルドなどを通じて歳出の削減効率化を図るとともに、限りある行財政資源を優先度の高い施策に効果的かつ効率的に配分することにより、本道の持続的発展と財政健全化の両立を図る観点から来年度の予算編成に取り組んでまいります。

○木葉淳副委員長 佐々木委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時55分休憩



午後3時15分開議

○渡邊靖司委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

新沼透君。

○**新沼透委員** 私からも、昨夜、発生しました青森県東方沖の地震に際しまして、管理監及び皆様方に大変な御努力をいただいていることに心から敬意を表したいと思ひますし、まだ被害者も道内で出ているということもありますので、今後、適切な対応についてよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

それでは、通告に従ひまして、質問してまいります。

知事は、泊発電所3号機の再稼働に関し、原発の活用は当面取り得る現実的選択との考え方を示されました。

道では、立地自治体である泊村をはじめ、後志管内7町村、さらに、札幌市をはじめ、道内6圏域で説明会を開催しました。安全性の観点から不安の声もあったとのことですが、どのような声があったのか、まずお伺ひをいたします。

○**渡邊靖司委員長** 原子力安全対策課長平野宏和君。

○**平野原子力安全対策課長** 道民の皆様のお意見等についてであります。道では、泊発電所3号機に係る説明会を開催し、参加された住民の皆様からは、泊発電所の安全対策に関し、新規規制基準適合性審査に係る審査期間や発電所敷地内の断層の活動性、発電所運転員の技術力の維持確保などに関する御意見等があったほか、防災対策に関しては、避難用バスの確保や複合災害時の実動組織の支援、避難計画の実効性などについて御意見が寄せられたところです。

これらの御意見は、原子力安全対策や防災対策を推進する上で大変貴重なものと考えております。

○**新沼透委員** 知事は、国が道とUPZ内13町村の防災計画や避難計画を一体化した「泊地域の緊急時対応」を取りまとめ、原子力防災会議で了承されたことを現実的選択の理由の一つとして挙げています。

道の防災計画は、令和6年能登半島地震を踏まえた道の自己点検や国の原子力災害対策指針の改正等を踏まえ、所要の修正が行われており、道としてもでき得る対策は講じているものと評価しますが、問題はその実効性の確保であります。

道として、道民を放射線被曝から守り、生命、財産を守るものとするため、今後どのような取組を講じようとしているのか、お伺ひいたします。

○**渡邊靖司委員長** 原子力安全対策担当局長平田健男君。

○**平田原子力安全対策担当局長** 原子力防災対策の実効性についてであります。防災対策に当たっては、国の「泊地域の緊急時対応」や道の地域防災計画、関係町村の避難計画などに基づき取り組むこととしておりますが、こうした計画等の策定をもって完了するものではなく、災害時において住民の皆様への防護措置を確実に行うことができるよう、防災知識の普及啓発に継続的に取り組んでいくことに加え、実践的な訓練を積み重ね、その検証結果や様々な災害から得られた教訓を計画等に反映、改善していくこと、さらには、住民避難に係るインフラの整備等も進めていくことも重要であります。

道といたしましては、防災計画等の実効性の向上に向け、今後とも、国や関係自治体、防災関

係機関と緊密に連携協力し、訓練の充実や様々な媒体を活用した防災知識の普及啓発を行うなど、道民の皆様へのさらなる安全、安心の確保に取り組んでまいります。

○新沼透委員 住民避難に当たり、不測の事態により、確保した輸送能力では対応できない場合は、実動組織が支援を行うということになっています。現実的には、民間の機関というよりも、直ちに自衛隊の出動を要請しなければならないのではないかと想定します。

緊急時における迅速な対応が可能なスキームになっているのか、お伺いします。

○平野原子力安全対策課長 実動組織との連携についてであります。原子力緊急事態等現地対応標準マニュアルでは、泊発電所で事故が発生した際には、事故の進展に応じてPAZやUPZ内の住民の皆様に対する防護措置を実施するため、施設敷地緊急事態の段階から、国や道、関係町村、警察、消防、自衛隊などの実動組織がオフサイトセンターに参集し、情報共有を行いながら、防護措置の実施等に関し、関係機関の間で緊密な連携を図ることとしております。

また、事故が進展し、国が緊急事態宣言を発出した場合には、国、道、関係町村、実動組織などで構成いたします原子力災害合同対策協議会がオフサイトセンター内に設置され、避難経路や輸送手段などを調整するとともに、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣の要請により派遣された自衛隊の部隊等が、住民避難などの緊急事態応急対策等を支援することとしています。

道といたしましては、毎年の原子力防災訓練の中で、オフサイトセンターでの意思決定訓練を実施しているところであります。今後とも、実動組織をはじめとした関係機関との緊密な連携協力の下、訓練を積み重ねるなど、実動組織との連携強化に取り組んでまいります。

○新沼透委員 災害の程度によって、一時避難先からさらに遠方に避難する場合も具体的に検討すべきと考えますが、避難場所や避難ルートは検討しているのでしょうか。

一時避難も含め、避難計画の実効性を評価する方法はあるのか、伺います。

○平野原子力安全対策課長 住民の避難対策についてであります。道や関係自治体においては、原子力災害対策指針に基づき、発電所から半径5キロメートル圏内のPAZにつきましては、放射性物質放出前から住民避難を行うとともに、半径5キロメートルを超え、半径30キロメートル圏内のUPZにつきましては、屋内退避を基本としながら、万一、放射性物質が放出された場合には、空間線量率を実測の上、一定の数値を超える区域において住民の速やかな避難や一時移転などの防護措置を講ずることとしているほか、避難場所や避難経路などについて地域防災計画や避難計画で定めているところでございます。

また、UPZ外においても、大規模な放射性物質の放出という事態も想定し、事態の進展に応じて、UPZ内と同様に屋内退避や避難等を行うこととしております。

道の地域防災計画の修正に当たりましては、北海道防災会議原子力防災対策部会有識者専門委員会に諮った上で、防災関係機関などの代表者や学識経験者等により構成される北海道防災会議において決定しておりまして、関係町村の防災計画等は、道の計画との整合性を図るなどの調整を行い、各町村の防災会議において決定されております。

さらに、国におきましては、これら計画を一体化した「泊地域の緊急時対応」を取りまとめ、

【第1分科会 12月9日 第4号】

原子力災害対策指針に照らして具体的かつ合理的であることを確認し、内閣総理大臣が議長を務める原子力防災会議で了承されているところでございます。

○新沼透委員 観光地では、地域住民はもとより、観光客も避難することになりますが、季節によって対策等が異なるなど、混乱せずに、外国人も含め、どのように避難させるのか、伺います。

○平野原子力安全対策課長 観光客等の安全確保についてであります。原子力災害が発生した場合には、放射性物質放出前から予防的措置といたしまして、P A Z内については住民の方々の避難を即時に開始するとともに、U P Z内につきましては屋内退避を開始し、さらに、放射性物質が放出され、放射線量が基準値を超える区域の住民の方々は避難等を実施することとしております。

一方、観光客の方々は、地域住民の皆様が避難等の防護措置を取る前の早い段階から、自家用車など自力での移動が可能な場合には、帰宅やU P Z外へ退避させ、移動手段がない場合には、指定避難所や宿泊施設等の屋内に退避させて、その後、バスなどにより移送することとしております。

このため、地域住民の皆様とは避難等のタイミングは違うものの、円滑に帰宅やU P Z外に退避できるよう、道では、後志管内は外国人観光客が多いことも踏まえ、ホテルなどの観光事業者の方々に対し、外国人観光客にも対応できる初動対応マニュアルを配付するとともに、地域学習会を開催してきたほか、外国人観光客を想定した避難誘導訓練などにも取り組んできたところがございます。

道といたしましては、今後とも、観光事業者の方々とも連携し、防災訓練や理解促進などに継続的に取り組みながら観光客の安全確保に努めてまいります。

○新沼透委員 避難道路の整備について、現状と今後の見通しについて伺います。

○平野原子力安全対策課長 避難道路についてであります。道とU P Z内13町村では、地震や津波などにより避難経路が不通になった場合に備え、あらかじめ複数の避難経路を設定しております。

道では、昨年3月、道道泊共和線を開通したほか、国において、本年3月に後志自動車道の余市町から仁木町までの区間を延長整備したことから、新たな避難経路として関係町村の避難計画に反映したところがございます。

また、国においては、新たな道路の開通に伴う避難経路の最適化など、強化した原子力防災体制や道地域防災計画等の修正を踏まえ、「泊地域の緊急時対応」を本年7月に改定し、公表したところがございます。

現在、関係町村から避難道路に関する要望があることから、道といたしましては、今後とも関係自治体と連携し、必要な予算の確保を国に求めながら、避難道路網の整備を着実に進めてまいります。

○新沼透委員 放射線防護施設の整備について、現状と今後の見通しについて伺います。

○平田原子力安全対策担当局長 放射線防護施設の整備状況等についてであります。道の原子力防災計画においては、健康上の理由から避難よりも屋内退避を優先することが必要な要配慮者の方々や、孤立地域が発生した場合などには、放射線防護施設等を活用し、避難までの間、屋内退避を行うこととしており、被曝のリスクを低減できる安全な施設を地域の実情に沿って確保することは大変重要であると認識しております。

このため、道では、国の補助金を活用し、平成25年度から令和6年度末までに地域の公共施設や社会福祉施設など24施設で防護対策を実施してきたところでございます。加えて、現在、UPZ内の3町から要望のありました社会福祉施設や指定避難所等、5施設の放射線防護対策事業について、国に対し求めているところでございます。

道といたしましては、住民の皆様へ安全、安心に屋内退避を行っていただくため、今後とも、地域の実情の把握を丁寧に行うなど、関係自治体と連携し、国に対して必要な予算の確保を求めながら、放射線防護施設の整備を進めてまいります。

○新沼透委員 テロ対策について、一般質問でも伺いましたけれども、特定重大事故等対処施設の整備遅延や未解決のドローン事案など、実際に解決されていない課題が存在しています。

制度や仕組みは整備されているだけでは十分とは言えず、実効性の確保が不可欠です。今後どのような対応を求めていくのか、伺います。

○渡邊靖司委員長 環境安全担当課長稲富久昌君。

○稲富環境安全担当課長 泊発電所の保安体制についてでございますが、原子炉等規制法では、原子力施設の妨害破壊行為等を防止するため、施設の周辺に立入り制限区域、周辺防護区域を設け、監視カメラやフェンス、センサー等の設置や警備員による巡視等の防護措置を求めており、原子力規制委員会では、同法に基づく核物質防護規定の審査や原子力規制検査を通じて、事業者が適切に措置を講じていることを確認しております。

泊発電所では、ドローンを認知した場合には、発電所に常駐している道警の警備部隊や岩内警察署に連絡し、警備の強化やドローン対処資機材の活用など、連携して必要な措置を講じることとしており、さらなる対策強化についても関係機関と協議を進めていると承知しております。

道といたしましては、原子力発電関係団体協議会等を通じて、国に対し、原子力施設の警備体制の充実強化について国が責任を持って取り組むことなど、引き続き要請するとともに、北電に対しては、常に規制以上の安全レベルの達成に向け、安全対策の推進などについて求めてまいります。

以上でございます。

○新沼透委員 北電の安全対策について、どのような認識か、伺います。

○平田原子力安全対策担当局長 泊発電所の安全対策についてでございますが、泊発電所3号機については、原子力規制委員会において、新規制基準に適合していると判断され、本年7月に設置変更許可がなされたところでございます。

原発の安全性の確保については、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中

【第1分科会 12月9日 第4号】

で行われており、規制委には、今後新たに得られる知見についても、いわゆるバックフィット制度により継続的な安全向上を図っていただくとともに、北海道電力においては、様々なリスクを想定し、常に規制以上の安全レベルの達成を目指すなど、保安体制の充実に向け、不断に取り組んでいただくことが重要と考えております。

以上でございます。

○新沼透委員 知事は、先日、泊発電所を視察し、安全対策について直接確認されたようです。

説明会において住民から発電所の安全性や避難計画の実効性に関する意見や質問があったので、直接確認したいとの目的で視察されたようですが、具体的にどのような成果があったのか、伺います。

○平田原子力安全対策担当局長 泊発電所の視察についてであります。道では、後志管内などで説明会を開催したところであり、その際、住民の皆様から、原子力規制庁の説明に対して発電所の安全性等に関する御意見や御質問もありましたことから、知事自らが泊発電所を訪れ、現地で安全対策について直接確認するため、視察を実施したところでございます。

防潮堤工事の進捗状況や運転シミュレーターを活用した訓練などを視察し、知事から、泊発電所の安全対策に関し、原子力規制庁から説明のありました発電所の安全対策工事の状況を自分の目で実際に確認できたことは有意義との発言があったところでございます。

また、視察の終了時に、知事から北電の齋藤社長に対し、防潮堤の工事について、作業員の方々の安全と品質の確保、どちらも妥協せずに確実に工事を進めること、常に規制以上の安全レベルの達成に向け、施設設備などのハード面と運営体制等のソフト面の両面における安全対策の推進に努めることなどについて求め、齋藤社長から、しっかりと対応してまいるとの回答を得たところでございます。

○新沼透委員 防潮堤についてはどのような認識を持ったのか、伺います。

○稲富環境安全担当課長 泊発電所の防潮堤についてでございますが、北電からは、防潮堤は重要施設への津波による浸水を防止するために設置するもので、周辺地盤の液状化を考慮しても耐震性を確保できる基礎岩盤に直接支持させること、また、防潮堤の幅は岩盤の深さに応じて17メートルから30メートルであることや、防潮堤の天端高さは、最も厳しい津波を想定し、基準津波を15.68メートルと設定した上で、地震による地形変化や潮位のばらつき等も考慮し、防潮堤高さを19メートルとしていることなどの説明があったほか、掘削や土砂の搬出、セメント改良土の打設など、施工方法についても説明を受けたところです。

また、工事の進捗率は、11月30日時点において約50%で、順調に進んでいるとのことであり、設置変更許可の内容に従って予定どおり工事が進められていると認識しております。

以上でございます。

○新沼透委員 新港予定地は視察したのか、お伺いします。

○稲富環境安全担当課長 泊発電所の視察についてでございますが、燃料等の事業所外運搬に係る荷揚げ場などの予定地については視察しておりません。

このたびの視察は、本年7月に原子力規制委員会において新規制基準に適合していると判断され、設置変更許可がなされた泊発電所の3号機に関し、後志管内などで開催した説明会において道民の皆様から発電所の安全性等に関する御意見や御質問もあったことから、新規制基準に基づく重大事故対策の施工状況や事故時の対応訓練など、泊発電所の安全対策について視察したところです。

以上でございます。

○新沼透委員 使用済核燃料の保管状況については視察したのか、伺います。

○稲富環境安全担当課長 今回の視察では使用済燃料ピットは視察しておりませんが、本年3月に泊発電所を訪れた際に視察し、現在の保管体数や空き容量等について説明を受けたところです。

以上でございます。

○新沼透委員 愛媛県や新潟県では、県独自の安全確認を行うための委員会を設置し、国の審査とは別に安全性の確認を行っています。

これに対する見解を伺ったところ、新規制基準に基づき、規制委において審査や確認が行われることが重要であり、さらに、事業者の不断の取組が重要との答弁であり、国と事業者でやってくれば十分という認識でありました。

しかし、今回の判断に限らず、今後、1号機、2号機の再稼働の計画もあるとのことですので、現行の原子力専門有識者会合を明確な形に位置づけて、道として独自の安全確認を行う体制を整える必要があるのではないかと考えますが、所見を伺います。

○稲富環境安全担当課長 原発の安全性の確認についてでございますが、原子力規制委員会においては、福島第一原発事故を踏まえ、地震や津波など自然現象の想定を大幅に引き上げて防護対策を強化するとともに、万一、重大事故が発生した場合に備え、その進展を食い止める対策を事業者に求めるといった最新の技術的知見を反映した新規制基準を定めており、道といたしましては、こうした基準に基づき、高い専門的知識を有する規制委において審査、確認が行われ、その結果についても規制委自らが責任を持って説明すべきと考えているところです。

また、事業者においても、原発の安全の追求には終わりが無いとの認識の下、様々なリスクを想定し、常に規制以上の安全レベルの達成を目指すなど、保安体制の充実に向け、不断に取り組んでいただくことが重要と考えております。

道では、泊発電所の安全対策や審査状況等についての的確に把握し、道民の皆様に対し分かりやすい情報提供を行うため、専門的、技術的な見地から助言をいただくことを目的に、地質や地震、津波、原子炉などの各分野に関し、道や他の自治体が審議会の委員等に委嘱している実績のある有識者による原子力専門有識者会合を開催しているところです。

以上でございます。

○新沼透委員 住民説明会においても、安全性に対する懸念や不安の声というものが多くあったということを聞いています。そうした懸念や不安に対して応えるためにも、住民の代表としての

【第1分科会 12月9日 第4号】

知事がしっかりとその安全性について自ら確認するということの姿勢が必要ではないかというふうに思います。

最後に、知事判断に対する所管は経済部でありますけれども、総務部として、知事判断に足り得る安全性、避難計画、その実効性が担保されていると考えているのか、伺います。

○渡邊靖司委員長 総務部危機管理監高山圭一君。

○高山総務部危機管理監 泊発電所の安全性等についてであります。泊発電所3号機については、原子力規制委員会において、新規制基準に適合していると判断され、本年7月に設置変更許可がなされたところでございます。

道としては、今後、原子力規制委員会には、新たに得られる知見についてもバックフィット制度により継続的な安全向上を図っていただくとともに、北海道電力においては、常に規制以上の安全レベルの達成に向け、保安体制の充実に不断に取り組んでいただくことが重要と考えます。

また、国は、道と関係町村の防災計画等を一体化した「泊地域の緊急時対応」を取りまとめ、原子力防災会議で了承しており、万が一、事故が起きた場合には、関係法令に基づき責任を持って対処することとしております。

道としては、原子力防災に終わりはないと認識の下、道民の皆様のさらなる安全、安心の確保に向け、今後とも、国や関係自治体、防災関係機関と緊密に連携協力し、訓練の充実や防災知識の普及啓発を継続的に行いながら、防災計画等の実効性の向上に不断に取り組んでまいります。

○新沼透委員 泊発電所3号機の再稼働については、改めて知事にもお聞きしたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○渡邊靖司委員長 新沼委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

阿知良寛美君。

○阿知良寛美委員 通告に従いまして、以下、総務部所管事項について伺います。

初めに、消防・防災対策についてであります。

先月18日、大分市の漁業集落で大規模火災が発生をいたしました。多くの住宅が延焼し、お一人の方がお亡くなりになっており、大きな被害となっております。亡くなられた方にお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

このたびは、住宅が密集した集落での大火事となりましたが、道内でもこのような集落が存在しております。私たちは、こうした事態が道内で起きないように、教訓として生かしていくことが必要ではないかと考えます。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、これまでの大規模火災についてであります。

これまでの道内における漁村などを含む大規模な火災状況について伺います。

○渡邊靖司委員長 消防担当課長藤本雄君。

○藤本消防担当課長 大規模な火災の発生状況についてであります。昭和20年以降、道内で

100棟以上を焼失した大火は、古平町や岩内町、森町など27件で発生しており、直近では、平成5年に発生した北海道南西沖地震による奥尻町の大火となっております。

○阿知良寛美委員 次に、木造密集地域への対応についてであります。

道内での木造密集地域で火事が起きた場合の対応、備えはどのようになっているのか、伺います。

○藤本消防担当課長 木造密集地域への対応についてであります。国では、平成28年12月に発生した糸魚川市大規模火災を受け、道内消防本部に対して、木造の建築物が多い地域など、大規模火災につながる危険性の高い地域の確認、指定や火災防御計画の策定などを行うよう通知したところでございます。

これを受け、札幌市消防局では、木造建築物が密集し、延焼危険及び出火危険が高いことが予測される地区を指定し、防火対策上重要な地域として警防計画に建物の構造など消防活動に必要な情報を掲載して有事に備え、火災発生時には通常の地区より増強した部隊編成で出動することとしております。

なお、道内の他の消防本部においては、延焼危険性の基準を満たす地域はなく、木造密集地区の指定は行っておりません。

○阿知良寛美委員 次に、地震時の火災についてであります。

都市防災の専門家からは、道路が壊れると応援に時間がかかり、ふだんならば消せる火災も消せなくなると、地震時の被害が拡大する可能性を指摘する意見もあります。

道では、地震、津波の被害想定を公表しておりますが、火災による被害をどのように算定しているのか、伺います。

○渡邊靖司委員長 海溝型地震対策室長三浦次郎君。

○三浦海溝型地震対策室長 被害想定における火災被害についてであります。道が公表した地震・津波被害想定につきましては、国の中央防災会議が示した被害想定項目や手法に準じて算定しているところであります。

その中で、建物被害につきましては、地震による揺れや津波のほか、地震火災による焼失棟数を推計しており、推計に当たっては、過去の地震における事例から算出した出火件数、消火可能件数、延焼などを考慮しております。

○阿知良寛美委員 次に、国の検討内容についてであります。

このたびの大分市の事例では、漁村地域の木造密集地域における火災のリスクの高さが明らかになりました。能登半島地震では、石川県輪島市の輪島朝市周辺で大規模な火災が発生しております。

国では、能登半島地震を踏まえ、どのような検討が進められているのか、伺います。

○藤本消防担当課長 能登半島地震を踏まえた国の検討についてであります。国は、能登半島地震の発生後、輪島市において約4万9000平方メートル、約240棟を焼失、焼損する大規模火災が発生したことを受け、地震・津波時における沿岸部の木造密集地域での大規模火災に対する消

【第1分科会 12月9日 第4号】

防・防災対策上の課題を抽出し、対応策を取りまとめるための検討会を設置したところでございます。

この検討会では、輪島市大規模火災における原因調査の結果を踏まえ、消防活動計画等の策定、車両、資機材の整備など、消防本部において事前に取り組むべき方策や応援部隊の体制強化、感震ブレーカーの普及に向けた取組などの地震火災対策等について取りまとめが行われたものと承知しております。

○阿知良寛美委員 次に、今後の対応についてであります。

政府は、来年度、地震発生時に揺れを感知して自動で電気を遮断する感震ブレーカーの設置費用の補助に乗り出すとの報道もありましたが、道として、このような地震時の火事リスクに対し、どのように対応していく考えなのか、伺います。

○渡邊靖司委員長 危機対策局長清水章弘君。

○清水危機対策局長 今後の対応についてでございますが、過去の大規模地震時に発生した火災におきましては、電気を原因とする火災が半数以上を占めており、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を遮断する感震ブレーカーの設置は、火災予防の観点から重要であると認識しております。

このため、道では、令和7年秋の全道火災予防運動の機会を捉え、地震火災対策を推進重点項目として掲げ、道内消防本部に対し、感震ブレーカーの普及推進に取り組むよう求めたところでございます。

道といたしましては、今後とも、消防本部と連携を図りながら、消防庁が普及啓発のために作成した動画やチラシを活用するなど、感震ブレーカーの普及啓発に取り組み、地震発生時の火災リスクの低減に努めてまいります。

○阿知良寛美委員 次に、避難所環境の改善についてであります。

今定例会の一般質問において、我が党から避難所としても活用される学校のエアコン整備について伺ったところでありますが、良好な避難所環境を確保するためには、暑さ対策もさることながら、プライバシーの確保など、避難所生活においても、できる限りふだんと変わらない生活を送られるように必要な整備をしていくことが大切だと考えます。

国では、このたびの経済対策においても、避難所生活環境の抜本的改善を図ることとしておりますが、能登半島地震以降、避難所の生活環境の改善は大変重要な課題であり、避難所機能の強化の観点から、以下、伺ってまいります。

まず、避難所の環境改善についてであります。

能登半島地震では、良好な避難所生活環境が確保されずに、多くの災害関連死が発生してしまいました。道では、能登半島地震の教訓などを踏まえ、北海道版避難所マニュアルを改正し、避難所生活の質の向上に取り組むべきポイントを示されておりますが、道として、避難所環境の改善をどのように進めようとしているのか、所見を伺います。

○清水危機対策局長 災害時における避難所運営についてでございますが、能登半島地震におけ

る避難所運営におきましては、被災された方々が安心して避難生活を送るための物資や衛生的なトイレ、入浴環境の確保などに課題があったものと承知しております。

道では、これらを踏まえ、避難所マニュアルの改正等を行い、開設当初から簡易ベッド、パーティションの設置に努めることや、スフィア基準に沿ってトイレや入浴環境を確保することなどを盛り込んだところでございます。

道といたしましては、市町村や関係機関等と連携協力し、改正避難所マニュアルなどに基づく実践的な避難所運営訓練や防災教育を展開していくほか、災害時に備えた物資の調達・供給体制の充実を図るなど、避難所が被災された全ての方々にとって安心して快適に過ごすことができる場となるよう取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員 次に、避難所におけるトイレの環境改善についてであります。

長年にわたり、避難所運営の環境改善に尽力され、多くの知見を有している日本赤十字北海道看護大学の根本教授は、トイレに始まりトイレに終わると言うぐらい、避難所生活には特にトイレの整備が重要とおっしゃっております。

災害関連死を防止する上で、避難所でも快適なトイレ環境を確保することが重要と考えますが、避難所におけるトイレの確保に関して、道はどのように対応していく考えなのか、所見を伺います。

○渡邊靖司委員長 災害支援担当課長工藤一祥君。

○工藤災害支援担当課長 避難所におけるトイレの確保についてであります。道の改正避難所マニュアルにおいて、トイレにつきましては、スフィア基準に沿って、開設当初は50人当たり1基、避難が長期化する場合は20人当たり1基を目安に設置することなどを定め、市町村に整備を促しているところでございます。

また、道では、災害時に市町村がトイレの確保を行うことが困難な場合に備えまして、本年3月、仮設トイレなどをより円滑に調達できるよう、民間事業者との災害時協定を拡充するとともに、今年度、国の交付金を活用し、トイレコンテナ3基を整備するほか、市町村や民間事業者等に対し、国が本年6月から運用を開始したトイレカー等の災害対応車両の登録制度を周知し、協力を呼びかけるなど、災害時のトイレ確保の実効性の向上に努めております。

道といたしましては、今後とも、国の登録制度の活用を含め、トイレカー等の保有市町村や民間事業者などと連携し、被災地のニーズに応じまして迅速に提供できる体制の充実を図るなど、避難所におけるトイレ環境の整備に取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員 次に、避難所となる学校の暑さ対策の交付金についてであります。

さきの一般質問において、我が会派から避難所となる学校のエアコン整備について伺ったところ、学校の暑さ対策に当たっては、学校の避難所機能の強化を支援する交付金などを活用しており、引き続き、国の財源措置の活用について検討するといった答弁があったところでありますが、国の昨年度の補正予算で新たに措置された、学校の避難所機能の強化を支援する交付金はどのようなものか、伺います。

○**工藤災害支援担当課長** 国の交付金についてであります。国の昨年度の補正予算では、文部科学省の所管事業として、避難所となる学校体育館等の空調整備を支援する臨時特例交付金のほか、内閣府が所管する「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の中で、地方公共団体が行う避難所の生活環境改善などに必要な資機材の整備を支援する地域防災緊急整備型事業がそれぞれ新たに措置されたところでございます。

○**阿知良寛美委員** 次に、道などの事業内容についてであります。

この交付金を活用して、今年度、道及び市町村ではどのような事業が実施されているのか、伺います。

○**工藤災害支援担当課長** 国の交付金の活用状況についてであります。空調設備整備臨時特例交付金につきましては、道立の特別支援学校1校のほか、二つの町の小中学校等、計5校におきまして、この交付金を活用し、空調設備の整備を行っているところでございます。

また、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」につきましては、道において、簡易ベッド、パーティションなどの分散備蓄や、トイレコンテナ等の整備を行う事業に活用しておりますほか、道内45市町村におきましても、避難所の環境改善を図るための資機材などを整備する事業に活用しており、この中には、避難所の暑さ対策として、スポットクーラー等を購入、備蓄する市町村もあるところでございます。

○**阿知良寛美委員** 次に、整備状況についてであります。

道内において、避難所に指定されている学校の数と、その冷房環境の整備状況を伺います。

また、小中学校と高等学校などで整備状況が異なると考えますが、学校の種別ごとの整備状況についても併せて伺います。

○**工藤災害支援担当課長** 冷房機器等の整備状況についてであります。文部科学省の「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査」によりますと、昨年11月1日現在、道内で避難所に指定されている学校は1609校であり、このうち、災害時に利用可能な空調設備やスポットクーラー、扇風機などを確保している学校は1398校で、その割合は86.9%となっております。

また、学校の種別ごとに、冷房機器等を確保している学校数とその割合を見ますと、小中学校では1407校中1204校で85.6%、高等学校では177校中169校で95.5%、特別支援学校では25校中25校で100%となっております。

なお、この調査では、災害時に避難者が滞在することを想定している体育館や教室等のうち、1部屋以上でこうした機器を保有していれば確保しているものとして扱っており、文科省では、近年の気候変動の影響を踏まえた熱中症対策の観点から、災害時に主な避難先となる体育館への設置を引き続き推進する必要があるとしているところでございます。

○**阿知良寛美委員** 今、答弁をいただきましたけれども、設置率が86.9%と言っていますが、実際には教室一つの設置であってもこの数に入るわけですから、現実には全然整備されていないということだというふうに思います。

次に、国の支援策についてであります。

先般、閣議決定された今年度の国の補正予算案では、防災、減災の観点から、学校の冷房環境の整備に対する支援としてどのようなものが盛り込まれているのか、伺います。

○工藤災害支援担当課長 国の補正予算案についてであります。先般、閣議決定されました国の補正予算案では、本年6月に国が策定した第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、避難生活環境の抜本的な改善を図る取組を着実に推進するため、昨年度の補正予算に引き続き、災害時に避難所として活用される学校体育館等への空調整備を支援する交付金や、避難所の生活環境の改善を図るため、地方公共団体が行う資機材の購入、備蓄を支援する交付金がそれぞれ盛り込まれたところでございます。

○阿知良寛美委員 次に、今後の対応についてであります。

今後、避難所となる学校の暑さ対策に関し、道としてどのように対応するのか、伺います。

○渡邊靖司委員長 総務部危機管理監高山圭一君。

○高山総務部危機管理監 避難所となる学校の暑さ対策についてであります。道では、本年7月のカムチャツカ半島付近の地震に伴います津波警報等への対応において、避難所の暑さ対策の脆弱性が明らかになったことを受け、国に対し、避難所の冷房設備機器等の整備に係る財政支援の継続、拡充を要望してきたところでございます。

こうした中、先般、総務大臣から、令和7年度末に期限を迎える緊急防災・減災事業債の事業期限を延長する方針が示されるとともに、このたびの国の補正予算案において、避難所となる学校体育館等への空調整備を支援する交付金や、避難所の生活環境改善などに必要な資機材整備を支援する交付金が盛り込まれたところでございます。

道としては、引き続き、道教委とも連携しながら、こうした国の財源措置の活用を検討や市町村への働きかけを行うなど、災害時に避難所として活用される学校の空調設備や冷房機器の整備促進に取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員 消防・防災対策について伺ってまいりました。

大規模の災害時においては、市町村はもとより、関係機関と連携協力することが必要であります。また、避難所となる学校の空調設備等の整備も大変重要であると考えます。

先ほど来、お答えいただきましたが、緊防債の期間も延長するというところでありますけれども、これは、このままのペースでいくと、計算上、100年はかかるわけですね。

今、言われているのは、日本海溝だとか千島海溝の大規模震災というか、津波の関係もありますから、そうなったときに、当然、学校を避難所とする、特に体育館を避難所にするということが多いと思いますので、その意味では、様々な知恵を出し合って、早期の設置にしっかりと努力していただきたいというふうに思いますし、進めていただきたいと思います。この問題については、知事のお考えを直接お聞きしたいというふうに思いますので、委員長におきましてはお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

次に、泊原発についてであります。

泊発電所3号機の再稼働については、本年7月に原子力規制委員会による原子炉設置変更許可

【第1分科会 12月9日 第4号】

が行われ、道は、国から政府の方針の説明、いわゆる理解要請を受けております。

道では、立地自治体である泊村をはじめとした説明会で、国や北電から説明が行われ、賛否にとどまらない様々な質問や意見が多く寄せられたと承知しております。中でも、原発の安全性や避難計画の実効性などについて、依然として不安の声があったものと承知しております。

知事はさきに、原発の活用は当面取り得る現実的な選択と考えると述べられており、そこで、以下、泊発電所3号機の再稼働に関し伺ってまいります。

まず、泊発電所の視察等についてであります。

泊発電所3号機の視察を終えて、知事の受け止めはどうだったのでしょうか。また、道として、北電の安全対策についてどのように認識しているのか、伺います。

○渡邊靖司委員長 原子力安全対策担当局長平田健男君。

○平田原子力安全対策担当局長 泊発電所の視察についてであります。泊発電所3号機については、原子力規制委員会において、新規制基準に適合していると判断され、本年7月に設置変更許可がなされたところでございます。

道では、9月以降、後志管内などで説明会を開催したところであり、その際、原子力規制庁の説明に対して、住民の皆様から発電所の安全性等に関する御意見や御質問もありましたことから、知事自らが泊発電所を訪れ、現地で安全対策について直接確認するため、先週4日に視察を実施いたしました。

泊発電所の安全対策に関し、知事から、防潮堤工事の進捗状況や運転シミュレーターを活用した訓練などを視察し、住民説明会で原子力規制庁から説明のありました発電所の安全対策工事の状況を自分の目で実際に確認できたことは有意義との発言があったところでございます。

○阿知良寛美委員 次に、北電への申入れについてであります。

知事は、今定例会における我が党の一般質問において、北海道電力に対し、今後も必要な申入れを行っていくと答弁しております。また、我が党では、道に対し、道民のなお一層の理解を取り付けるためにも、事業者への安全対策の徹底などの申入れを行うべきと緊急申入れを行ったところでもあります。

先日の視察において、知事が、北電に対し申入れをしたとのことではありますが、その内容について伺うとともに、今後どのように対応していくのか、併せて伺います。

○渡邊靖司委員長 環境安全担当課長稲富久昌君。

○稲富環境安全担当課長 北海道電力への申入れについてでございますが、泊発電所視察の終了時に、知事から北電の齋藤社長に対し、防潮堤の工事について、作業員の方々の安全と品質の確保、どちらも妥協せず確実に工事を進めること、多重、多様な安全対策の確保は極めて重要であることから、可搬型設備等が確実に使用できる環境整備に努めること、常に規制以上の安全レベルの達成に向け、施設設備などのハード面と運営体制等のソフト面の両面における安全対策の推進に努めること、訓練などを通じて発見された課題への改善策を適切に反映させて対応力の一層の向上に努めることについて求め、齋藤社長から、しっかりと対応してまいると回答があった

ところであり、道といたしましては、北電の対応を注視するとともに、必要な事項については時期を逸することなく求めてまいります。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 次に、防災計画等の実効性と住民の防災教育についてであります。

原子力防災対策については、道や関係町村では、防災計画や避難計画を策定し、毎年度、訓練を実施しております。さらに、国においては、これらの計画を一体化した「泊地域の緊急時対応」を取りまとめ、原子力防災会議で了承を得ていると承知しております。

計画を策定し、今後とも継続的に充実させていくとのことですが、実際に避難するのは住民の方々であり、五感に感じない放射線から身を守るためには、正しい知識を身につけ、万が一、原子力災害があった場合に自分がどのように行動するのか、理解しておくことが重要であると考えます。

道は、防災計画等の実効性について、どのように認識し、今後どのように取り組む考えなのか、併せて伺います。

○高山総務部危機管理監 原子力防災対策の実効性についてですが、国では、道とUPZ内13町村の防災計画や避難計画を一体化した「泊地域の緊急時対応」を取りまとめ、原子力防災会議において了承しており、本年7月には、道地域防災計画等の修正等を踏まえ、改定し、公表したところでございます。

国は、万が一、事故が起きた場合には、関係法令に基づき責任を持って対処することとしております。

また、原子力災害時における防護措置を確実にを行うためには、防災計画や避難計画の策定だけでなく、日頃から住民の皆様へ原子力防災に関する知識の普及啓発を行い、理解を深めていただくことも大変重要であると認識しております。

このため、道では、住民の皆様が参加する訓練の実施のほか、原子力防災に関する知識を分かりやすくお伝えできるよう、毎年、原子力災害時の基本的な対応を掲載した「原子力防災だより」や「原子力防災カレンダー」を関係自治体の全戸に配付するとともに、小中高生や観光事業者などを対象とした地域学習会を開催するなどの取組を行っているところでございます。

道としては、道民の皆様へのさらなる安全、安心の確保に向け、今後とも、国や関係自治体と連携協力し、訓練の充実や様々な媒体を活用した防災知識の普及啓発を行いながら、防災計画等の実効性の向上に不断に取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員 泊原発について伺ってまいりました。

常に規制以上の安全レベルの達成などに努めるよう求めたとのことですが、安全対策の徹底や道民の皆様への丁寧で分かりやすい説明も大変重要であると考えます。この問題につきましては、知事にお考えを直接お聞きしたいというふうに思いますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

以上で、質問を終わります。

【第1分科会 12月9日 第4号】

○渡邊靖司委員長 阿知良委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項につきましては本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、総務部所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

以上をもちまして、本分科会に付託されました議案に関する質疑並びに質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊靖司委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○渡邊靖司委員長 本分科会を閉じるに当たり、一言御挨拶申し上げます。

本分科会は、12月3日に設置以来、付託議案をはじめ、道政各般にわたり審議を尽くされ、本日ここに一切の審査を終了することができましたことは、木葉副委員長をはじめ、委員各位の御協力によるものであり、厚く御礼を申し上げます。

以上、簡単ではございますが、御挨拶といたします。

これをもって第1分科会を閉会いたします。（拍手）

午後4時14分閉会